

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業

事業契約書（案）

川崎市

【 】

前 文

川崎市（以下「甲」という。）は、民間の技術的能力等を最大限に活用する PFI 手法を活用し、川崎市立学校の体育館等における空調設備等の早期の整備及び効果的・効率的な維持管理を行うことで、総事業費の縮減を図りつつ、学校の教育環境の改善及び避難所としての機能の強化を行うことを目的として、本事業（第 1 条第 1 号に定義する）を実施することとした。

甲と【 】（以下「乙」という。）は、本事業の実施に関して、次のとおり事業契約を締結する。

- 1 事業名 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業
- 2 履行場所 別紙 1（本事業の対象校及び対象室一覧）記載の対象校の体育館、武道場、付属室
- 3 履行期間 自 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業契約の締結について
川崎市議会の議決があった日
至 令和 24 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 総支払額 金●円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金●円)
ただし、本契約書の定めるところに従って金額の改定（増額又は減額）がなされた場合には、当該改定（増額又は減額）がなされた金額とする。また、総支払額等の内訳については、別紙 10 に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 第 13 条に記載のとおり
- 6 支払条件 本契約書に記載のとおり

本事業について、甲と乙とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結して、信義に従って誠実にこれを履行するものとし、前文に規定する本事業の目的達成のため、相互に努力しなければならない。

この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び川崎市契約条例（昭和 39 年川崎市条例第 14 号）第 5 条の規定による川崎市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

令和 年 月 日

乙 住 所 【 】
商号又は名称 【 】
代表取締役 【 】

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第1条（定義）	1
第2章 総則.....	5
第2条（目的）	5
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）	5
第4条（本事業の概要）	6
第5条（本事業遂行の指針）	6
第6条（事業実施場所）	6
第7条（契約期間）	7
第8条（事業日程）	7
第9条（乙の資金調達）	7
第10条（乙が第三者に与えた損害）	7
第11条（暴力団員等の排除措置）	7
第12条（川崎市契約条例の遵守）	9
第3章 契約保証金等.....	9
第13条（契約保証金等）	9
第4章 空調設備等の設計.....	11
第1節 事前調査.....	11
第14条（事前調査）	11
第15条（事前調査に関する第三者の使用）	12
第16条（事前調査責任）	12
第2節 空調設備等の設計業務	12
第17条（空調設備等の設計）	13
第18条（進捗状況の報告）	13
第19条（設計業務に関する第三者の使用）	13
第20条（設計に関する第三者の使用責任）	14
第21条（設計の完了）	14
第22条（甲の請求による設計の変更）	14
第23条（乙の請求による設計の変更）	15
第5章 空調設備等の施工及び工事監理.....	15
第1節 総則.....	16
第24条（空調設備等の施工に関する基本方針）	16

第2節 事前調査業務	16
第25条（事前調査業務）	16
第3節 空調設備等の施工業務及び工事監理業務	16
第26条（空調設備等の施工）	16
第27条（施工に関する許認可及び届出等）	17
第28条（完成検査及び試運転）	17
第29条（工事監理等）	18
第30条（事業実施場所の管理等）	18
第31条（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）	19
第32条（施工及び工事監理責任）	19
第33条（空調設備等の施工に伴う近隣対策等）	19
第34条（廃棄物の処理等）	20
第35条（アスベストの処理等）	20
第4節 甲による確認	20
第36条（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）	21
第37条（中間確認）	21
第5節 完成確認	21
第38条（完成確認）	22
第6節 工期等の変更等	22
第39条（工期等の変更）	22
第40条（工期又は供用開始時期の延長変更、施工可能期間等の変更による費用等の負担及び違約金）	23
第41条（工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金）	24
第42条（工事の一時中止）	26
第43条（危険負担等）	27
第44条（契約不適合責任）	27
第45条（工事による不具合の補修責任）	28
第6章 空調設備等の引渡し及び所有権の移転等	29
第1節 操作マニュアルの作成	29
第46条（操作マニュアルの作成）	29
第2節 操作方法の説明の実施	29
第47条（操作方法の説明の実施）	29
第3節 空調設備等の引渡し及び所有権の移転	30
第48条（空調設備等の引渡し等）	30

第49条（空調設備等の供用開始）	30
第7章 空調設備等の維持管理	30
第1節 総則	30
第50条（空調設備等の維持管理に関する基本方針）	30
第2節 事前調査	31
第51条（事前調査業務）	31
第3節 空調設備等の維持管理業務	31
第52条（空調設備等の維持管理業務）	31
第53条（年度業務計画書等の提出）	32
第54条（報告書等の作成）	32
第55条（維持管理業務に関する第三者の使用）	33
第56条（維持管理責任）	33
第57条（維持管理業務による不具合の補修責任）	33
第4節 空調設備等の修繕及び代替品の調達等	34
第58条（空調設備等の修繕及び代替品の調達等）	34
第5節 空調設備等の使用に関する支援等	34
第59条（空調設備等の取扱方法、操作方法等についての支援）	35
第60条（空調設備等の稼動時間の計測）	35
第61条（エネルギー使用量の計測等）	35
第62条（空調設備等の効率的な使用のための支援）	35
第63条（空調設備等の取扱等の変更時における支援）	35
第8章 学校の再編整備等に伴う移設等業務	35
第64条（学校の再編整備等に伴う移設等業務）	35
第65条（移設等に要する費用の負担）	36
第66条（移設等に伴う対価の見直し）	36
第67条（移設等に関する第三者の使用）	36
第68条（移設等責任）	37
第9章 モニタリング	37
第69条（維持管理業務等についてのモニタリング）	37
第10章 対価の支払い	38
第70条（設計・施工等のサービス対価の支払い）	38
第71条（維持管理のサービス対価の支払い）	38
第72条（対象校等の変動及びこれに伴うサービス対価の改定）	39
第73条（物価変動による設計・施工等及び維持管理のサービス対価の改定）	39

第74条（技術基準の変更等による設計・施工等及び維持管理のサービス対価の改定）	39
第75条（対価の支払方法）	39
第76条（モニタリングによる対価の減額）	40
第77条（対価の返還）	40
第 11 章 契約の終了等	41
第78条（甲による契約解除）	41
第79条（独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除）	45
第80条（乙による契約解除）	48
第81条（学校の再編整備等に伴う一部解除）	51
第82条（任意解除権の留保）	52
第83条（不可抗力事由に基づく解除）	53
第84条（本事業に直接関係する法令の改正等が行われた場合等の解除）	54
第85条（空調設備等の本件契約終了時の状態）	54
第 12 章 不可抗力事由又は法令の改正等による契約内容の変更等	55
第86条（不可抗力事由による契約内容の変更等）	55
第87条（法令の改正等による契約内容の変更等）	55
第88条（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）	56
第89条（法令の改正等による追加費用又は損害の負担）	56
第90条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）	57
第 13 章 その他	57
第91条（関連工事との調整）	57
第92条（協議等）	57
第93条（公租公課の負担）	58
第94条（契約上の地位等の譲渡）	58
第95条（秘密保持）	58
第96条（著作権等）	59
第97条（特許権等）	60
第98条（付保すべき保険等）	60
第99条（融資機関との協議）	61
第100条（遅延損害金）	61
第 14 章 雑則	61
第101条（請求、通知等の様式等）	61
第102条（準拠法）	61

第103条（管轄裁判所）	61
第104条（契約の確定等）	62
第105条（定めのない事項等）	62
別紙 1 本事業の対象校及び対象室一覧	63
別紙 2 日程表	67
別紙 3 各種共通仕様書等	68
別紙 4 提出書類	71
別紙 5 維持管理業務の内容	77
別紙 6 維持管理業務計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書	78
別紙 7 月報及び半期報告書	79
別紙 8 年度業務報告書及び年度収支報告書	80
別紙 9 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	81
別紙 10 支払金額等	95
別紙 11 サービス対価の支払方法	101
別紙 12 設計・施工等のサービス対価の改定方法	103
別紙 13 維持管理のサービス対価の改定方法	106
別紙 14 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	108
別紙 15 の 1 乙に付保が義務付けられている保険契約	109
別紙 15 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約	111
別紙 16 契約不適合に関する保証書	112
別紙 17 川崎市契約条例の遵守	115

甲と乙は、本事業に関して、以下のとおり、事業契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

甲と乙は、本事業について、本件契約とともに、入札説明書等（第1条第5号に定義する）、並びに入札説明書（第1条第6号に定義する）に記載された甲の指定する様式に従い作成され、入札時に提出された事業提案書類及び設計図書等に定める事項が適用されることを確認する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本件契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、第4条に記載する業務により構成される事業をいう。
- (2) 「対象校」とは、別紙1に記載する川崎市内の市立小学校81校及び市立中学校33校を個別に又は総称していう。
- (3) 「構成員」とは、設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業のうち、乙に出資を行う【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】をいう。
- (4) 「協力企業」とは、施工企業、設計企業、工事監理企業及び維持管理企業のうち、乙に出資を行わない企業をいう。
- (5) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他入札に際して甲が公表する（公表後の変更分を含む）資料一式をいう。
- (6) 「入札説明書」とは、本事業に関し、令和8年8月6日に公表された「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業 入札説明書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (7) 「対象室」とは、本事業の対象となる体育館のアリーナ、武道場及び付属室をいう。
- (8) 「付属室」とは、別紙1「付属室」に示す6室をいう。
- (9) 「空調設備等」とは、本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備等をいう。
- (10) 「移設等」とは、契約期間中に対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等により必要となる空調設備等の移設、増設、廃棄等をいう。
- (11) 「設計・施工等のサービス対価」とは、本件契約に規定する空調設備等の設

計、施工、工事監理及びこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（設備整備費相当額）。

- (12)「維持管理のサービス対価」とは、本件契約に規定する空調設備等の性能の維持に必要となる業務、空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務、アドバイス業務、空調設備等の維持管理業務及び法定点検業務、空調設備等に係る緊急時対応業務、並びにこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（維持管理費相当額）。
- (13)「事業指針」とは、本件契約、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業提案書類をいう。
- (14)「入札説明書等に関する質問への回答」とは、入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、公表された回答書をいう。
- (15)「実施方針等」とは、本事業に関し、令和 8 年 5 月 28 日に公表された「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業 実施方針」（公表後の変更を含む。）及び要求水準書をいう。
- (16)「事業提案書類」とは、落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (17)「事業実施場所」とは、別紙 1 に示す対象校の体育館のアリーナ、武道場及び付属室、室外の機器施工場所、及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (18)「構成員等」とは、構成員及び協力企業を個別に、又は総称していう。
- (19)「暴力団」とは、川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号、以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (20)「暴力団員」とは、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (21)「暴力団員等」とは、暴力団、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (22)「事業年度」とは、各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (23)「施工企業」とは、乙が、空調設備等の施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成員である【 】、【 】及び協力企業である【 】、【 】をいう。
- (24)「維持管理企業」とは、乙が、空調設備等の維持管理業務の全部又は一部を受託させ又は請け負わせる構成員である【 】、【 】及び協力企業である【 】、【 】をいう。
- (25)「各種共通仕様書等」とは、別紙 3 に記載する仕様書等をいう。
- (26)「設計企業」とは、乙が、空調設備等の設計業務の全部又は一部を受託させ

る構成員である【 】、【 】及び協力企業である【 】、【 】をいう。

(27)「業務水準」とは、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準、所有権移転業務に係る業務水準、移設等業務に係る業務水準及び維持管理業務に係る業務水準をあわせていう。ただし、事業提案書類の記載が実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、各種共通仕様書等及びその他書類における水準を上回る部分については、当該事業提案書類の水準をもって業務水準とする。

(28)「設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準」とは、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、事業提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の設計、施工及び工事監理業務に係る内容及び水準をいう。

(29)「工事監理企業」とは、乙が、空調設備等の工事監理業務の全部又は一部を受託させる構成員である【 】、【 】及び協力企業である【 】、【 】をいう。

(30)「甲の休日」とは、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項各号に規定する甲の休日をいう。

(31)「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

(32)「不可抗力事由」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、落雷その他の自然災害、戦争、騒乱、暴動、テロ行為、疫病・感染症等の流行、第三者の行為、輸送・物流の途絶その他の自然的又は人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事象（以下「不可抗力事象」という。）であって、通常予見可能な範囲外のもの（入札説明書等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）かつ通常必要と認められる注意又は予防措置を尽くしても回避できない事由をいう。ただし、不可抗力事象自体が通常予見可能な範囲内であっても、合理的な代替措置等を講じての対応が客観的に困難な事象は不可抗力事由に含まれるものとする。また、法令の変更、物価変動及び不可抗力事象であっても合理的な代替措置等を講じることによって対応可能な事象、並びに中東情勢その他の地政学リスク等を原因とする本件契約の締結時において通常予見可能な機器の納期遅延、資材不足や調達困難による工期遅延等は、いずれも不可抗力事象に含まれないものとする。

- (33) 「本件国庫補助金」とは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年文科施第 3 号文部科学大臣裁定）に定める学校施設環境改善交付金（その後の変更があった場合は変更後の補助金）をいう。
- (34) 「維持管理業務に係る業務水準」とは、第 53 条に規定する年度業務計画書、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、事業提案書類及び維持管理業務計画書に記載の維持管理業務に係る内容及び水準をいう。
- (35) 「維持管理業務計画書」とは、業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、甲への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他維持管理業務の実施に必要となる事項を定めるために事業指針に基づき作成される年間計画書、月間計画書、手順書、基準表、記録、点検表、帳票、様式等の文書をいう。
- (36) 「上期」とは、各年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。
- (37) 「下期」とは、各年の 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (38) 「財務書類」とは、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）第 1 条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類及びそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。
- (39) 「空調稼働時間」とは、対象室において空調設備等が運転状態にある時間をいう。
- (40) 「移設等業務に係る業務水準」とは、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、事業提案書類及び各種共通仕様書等に記載の移設等業務に係る内容及び水準をいう。
- (41) 「本事業に直接関係する法令」とは、特に本事業と類似のサービスを提供する空調設備等の設置、維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の制定並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。
- (42) 「融資機関」とは、本事業に関して乙に融資する銀行、信託銀行、保険会社、証券会社等の金融機関、その他乙に融資する全ての企業をいう。

- (43)「本件契約上の秘密」とは、甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (44)「要求水準書」とは、本事業に関し、令和8年8月6日に公表された「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業 要求水準書」(公表後の変更を含む。)をいう。
- (45)「要求水準」とは、要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (46)「落札者」とは、本事業の入札手続において、本事業を実施する者として選定された、代表企業【 】及びその他の構成員である【 】、【 】、【 】及び【 】、並びに協力企業である【 】、【 】及び【 】により構成される企業グループをいう。
- (47)「所有権移転業務に係る業務水準」とは、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、事業提案書類及び各種共通仕様書等に記載の所有権移転業務に係る内容及び水準をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)

第3条 乙は、本事業が、川崎市の市立学校の対象室を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び甲が対象校の対象室の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

3 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可

等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、当該手続きの補助を行う。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理及び移設等業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

- 2 甲は、本事業の対象とする対象校若しくは対象室又は空調設備等について、これを変更することができ、乙は、甲が上記の変更を決定した場合、当該決定に従い、本事業における各業務を実施するものとする。なお、この場合には、第72条の定めに従い、設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の改定を行う。

(本事業遂行の指針)

第5条 甲及び乙は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

- 2 乙は、本件契約と本件契約を除く事業指針との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。
- 3 本件契約に記載のない事項について事業指針の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。
- (1) 入札説明書等に関する質問への回答
 - (2) 入札説明書等
 - (3) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答
 - (4) 実施方針等
 - (5) 事業提案書類

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(5)の事業提案書類間における内容に相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、事業提案書類の水準が上記(1)から(4)に記載の水準を上回る部分については、事業提案書類の記載が優先する。

- 4 乙は、本事業の遂行に当たっては、川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会が設置する川崎市立学校体育館空調部会の意見及び甲の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

(事業実施場所)

第6条 本事業を実施する場所は、別紙1に記載する対象校の対象室、室外の機器施工場所、及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所とする。

2 学校の再編整備等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、乙は、甲の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

(契約期間)

第7条 本件契約の期間は、川崎市議会の議決により本件契約の効力が生じた日から令和24年3月31日までとする。

(事業日程)

第8条 本事業は、別紙2の日程表に従って実施されるものとする。

(乙の資金調達)

第9条 本事業について乙のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、本件契約において特に定めた場合を除き、全て乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

2 乙は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援（当該支援以外の乙の資金調達に支障を来たさない範囲のものをいう。以下同じ。）が適用される場合には、活用を検討するものとする。

3 甲は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、乙が当該支援を受けることができるよう努めるものとする。

(乙が第三者に与えた損害)

第10条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、本件契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

2 甲は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとし、甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

(暴力団員等の排除措置)

第11条 甲は、乙及び構成員等（以下「乙ら」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、神奈川県警察本部長（以下、本条において「本部

長」という。)又は神奈川県下の各警察署長(以下、本条において「警察署長」という。)に対して照会を行うことができる。乙らは、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 役員等(乙らの役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ。)が暴力団員であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (6) 請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号ないし第5号のいずれかに該当等することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。

2 甲は、本部長又は警察署長から前項各号に該当する旨の回答又は通報(以下、本条において「回答等」という。)を受けた場合、その回答等の内容について、神奈川県において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の3第1項の規定により暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関若しくは団体に対し、当該情報を提供することができるものとする。

3 乙らは、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団員等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。

4 乙らは、本事業に係る業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。

5 乙らは、本事業の実施に当たり、暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求(以下、本項において「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告するとともに警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団

員等から不当介入を受けたときも同様とする。

- 6 甲は、乙らが、本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、乙に対し、当該第三者との間で契約を締結し、構成員等をして締結させないよう、又は、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除し、若しくは構成員等をして解除させるよう、求めることができる。
- 7 甲は、本条に基づき、乙ら及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(川崎市契約条例の遵守)

第12条 乙は、本件契約が川崎市契約条例（以下「契約条例」という。）に定める特定工事請負契約又は特定業務委託契約に該当することを確認し別紙 17 に定める義務を遵守し、又は構成員等、下請人その他本件契約の履行に従事するものをして遵守させなければならない。

第3章 契約保証金等

(契約保証金等)

第13条 乙は、契約保証金として、次の各号に掲げる金額の合計額を甲に納付しなければならない。なお、第1号における各事業年度引渡し分の設備整備費相当額は別紙 10 による。

- (1) 当該事業年度引渡し分の設備整備費相当額の合計額の 10%相当額以上の金額
 - (2) 維持管理業務開始事業年度以降、各事業年度の維持管理費相当額の 10%相当額以上の金額
- 2 前項の契約保証金の納付時期は、初年度は本件契約締結と同時とし、翌年度以降は、各事業年度の開始日までとする。なお、乙は、契約保証金について、既に預託している契約保証金の全部又は一部を翌事業年度の契約保証金に充当することができるものとし、この場合においては、充当金額が当該年度に預託すべき契約保証金額に不足する場合に、その差額を当該事業年度の開始日までに預託すれば足りるものとする。
- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、乙に返還する。ただし、当該時期が到来した場合であっても、甲は、乙の本件契約の債務

不履行に基づく損害金、本件契約の解除による違約金及び損害金等の甲の乙に対する金銭債権が発生し、又は発生する具体的な可能性が存する場合には、甲は、その返還を留保することができるものとする。

- (1) 第1項第1号の契約保証金については、翌事業年度の契約保証金の納付を受けた後、乙の請求を受けて速やかに（前項なお書により翌事業年度の契約保証金に充当する場合には、全ての対象校での引き渡し完了後、乙の請求を受けて速やかに。但し、充当後に生じた余剰部分については、翌事業年度の開始日以降、乙の請求を受けて速やかに。）
- (2) 第1項第2号の契約保証金については、翌事業年度の契約保証金の納付を受けた後、乙の請求を受けて速やかに（前項なお書により翌事業年度の契約保証金に充当する場合には、本件契約の終了後、乙の請求を受けて速やかに。但し、充当後に生じた余剰部分については、翌事業年度の開始日以降、乙の請求を受けて速やかに。）

4 乙は、第1項の契約保証金の納付に代えて、次に掲げる担保を甲に提供することができる。

- (1) 日本国債（ただし、額面総額の90%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）
- (2) 川崎市債（ただし、額面総額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）
- (3) 前各号に掲げる以外の公債証券又は川崎市長が適当と認める有価証券（ただし、額面総額の80%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）

5 乙が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券を甲に提出したときは、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。

- (1) 本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき。
- (2) 施工企業をして、乙との工事請負契約の履行を保証する乙を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に第78条第5項の違約金支払債務の履行を担保する質権を設定し、保険証券を甲に提出したとき。
なお、質権設定の費用は全て乙が負担する。

6 乙が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券のいずれかを甲に提出したときは、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。

- (1) 本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき。
 - (2) 維持管理企業をして、乙との業務委託契約の履行を保証する乙を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に第 78 条第 3 項及び第 4 項の違約金支払債務の履行を担保する質権を設定し、保険証券を甲に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て乙が負担する。
- 7 第 5 項及び前項の履行保証保険は、毎事業年度の更新とすることもできるものとする。
- 8 甲は、第 1 項により納付された契約保証金、第 4 項により契約保証金の代わりに甲に提供された有価証券等の換価金、並びに第 5 項及び第 6 項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、乙の本件契約の債務不履行に基づく損害金、本件契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。甲がかかる充当を行った場合で、かつ、本件契約の全部解除がなされていない場合、乙は、充当の通知を受けた日から 7 日以内に、契約保証金又は有価証券等を、第 1 項に規定する額まで補填するものとする。

第 4 章 空調設備等の設計

第 1 節 事前調査

(事前調査)

- 第14条 乙は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、本件契約締結後、空調設備等の設計及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。
- 2 乙は、前項の事前調査に当たっては、学校教育活動等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分協議し、実施するものとする。
 - 3 乙が事前調査を実施する場合、現地の確認等、簡易な調査を除き調査計画書を作成し、甲に提出し、確認を受けなければならない。また、乙は、事前調査の終了後に調査報告書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。なお、提出時期については、実施する調査内容に応じて甲と乙が協議して決定する。
 - 4 乙が第 1 項の事前調査を行った結果、事業実施場所が空調設備等の施工に支障を来たす状態にある場合には、甲と乙は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果として甲が承諾した場合、甲は、乙が実施した除去修復に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担す

るものとし、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、この場合に、乙が、別紙4「2」「(1)」に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第49条に規定する供用開始時（以下「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、甲に対し、工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第39条第3項の規定に従うものとする。

（事前調査に関する第三者の使用）

第15条 乙は、前条の事前調査業務を行うに当たって、構成員等が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。なお、構成員等が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、構成員等が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

（事前調査責任）

第16条 乙が、第14条の規定により構成員等によって実施させた調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は乙がこれを負担するものとし、甲は、同条第3項に従い調査報告書の確認を行った場合を含め、当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、事前調査業務に関して乙又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

3 入札説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として甲が保有する範囲で提供されるものであり、甲は、これら資料の不存在、欠落、誤記載、不整合又は現況との差異について、その完全性、正確性若しくは現況との整合性を保証するものではない。乙は、第14条に定める事前調査業務その他本件契約に基づき自ら実施すべき調査及び確認により必要な情報を取得するものとし、甲は、これら資料の不存在、欠落、誤記載、現況との不整合を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。これに伴う費用、損失及びリスクは乙が負担するものとし、乙は甲に対し、契約金額の増額、履行期間の延長、追加費用その他の補償を請求することはできない。

第2節 空調設備等の設計業務

(空調設備等の設計)

第17条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、各種共通仕様書等を遵守するとともに、設計企業をして甲との十分な協議をさせたうえで、空調設備等の設計を行わせるものとする。

2 乙は、設計業務の開始前に、別紙4「1」「(1)」に定める書類を甲に提出する。

3 乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして第1項所定の設計を行わせるとともに、空調設備等の設置場所については、甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

4 乙は、本章に規定する空調設備等の設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、設計企業をして、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議させ、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第18条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についての空調設備等の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、空調設備等の設計の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。

3 甲は、前2項の報告を理由として、空調設備等の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

4 甲は、第1項、第2項に基づき報告、説明を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを乙に伝え、又は意見を述べることができる。なお、前項の規定は、本項により甲が乙に対して指摘事項又は意見を伝達した場合にも適用される。

(設計業務に関する第三者の使用)

第19条 乙は、設計企業をして、空調設備等の設計業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

2 乙は、空調設備等の設計業務を行うに当たって、設計企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。なお、設計企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、設計企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(設計に関する第三者の使用責任)

第20条 乙は、空調設備等の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 前条の空調設備等の設計業務に関する第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、空調設備等の設計業務に関して乙又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(設計の完了)

第21条 乙は、空調設備等につき対象校単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙4「1」「(3)」に定める書類等を提出する。

- 2 甲は、別紙4「1」「(1)」及び「(3)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、空調設備等の施工の遅延が見込まれる場合の第49条に規定する空調設備等の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第39条第2項及び第40条を準用するものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、空調設備等の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(甲の請求による設計の変更)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、別紙4「1」「(3)」に定める書類等の完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、第49条に規定する供用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、空調設備等の設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、

乙に通知する。

- 2 甲が、第 49 条に規定する供用開始時の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその可否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 第 1 項又は前項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が空調設備等の設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 39 条第 1 項及び第 3 項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第23条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、空調設備等の設計変更を行うことはできないものとする。万が一、乙が甲の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合、甲は、乙に対し、施工企業をして、当該変更前の設計に従った空調設備等へ補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て空調設備等の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。
- 3 第 1 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 39 条第 2 項を準用する。

第 5 章 空調設備等の施工及び工事監理

第1節 総則

(空調設備等の施工に関する基本方針)

第24条 乙は、本章に規定する空調設備等の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう甲と十分協議のうえ、また、今後の学校の再編整備を十分考慮のうえ、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。なお、乙は、入札説明書等において示された各対象校の施工可能期間その他の施工条件は、学校との協議、学校の再編整備その他の事情により変更される場合があることを了解し、乙はこれに応じて施工を実施しなければならない。

2 甲は、学校の再編整備、学校運営上の事情その他合理的な理由（前項なお書の場合を除く）により、乙に対し、別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、乙はこれに応じて施工を実施しなければならない。また、甲は、乙が請求した場合、学校の再編整備に関して乙が必要とする情報を可能な範囲で速やかに開示し、施工計画書及び予定工程表の作成において、甲は、別途工事との調整等合理的に必要な協力を行う。

第2節 事前調査業務

(事前調査業務)

第25条 乙は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、空調設備等の施工及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

2 第14条第2項ないし第4項、第15条及び第16条の規定は前項の事前調査に準用する。

第3節 空調設備等の施工業務及び工事監理業務

(空調設備等の施工)

第26条 乙は、施工企業をして事業指針、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等並びに別紙2の日程表に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、空調設備等の施工を行わせなければならない。なお、乙は、別紙4「2」に定める各書類等を、甲乙協議のうえ、甲の定める提出期限までに、甲に提出するものとする。

2 仮設、施工方法その他空調設備等の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業提案書類及び別紙4「1」及び「2」に定める各書類等において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。

3 乙は、空調設備等の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器等の既存物の取り外し及び復旧や移設、又は内装、化粧板の改変及び復旧等が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。

4 乙は、施工企業をして第1項において定める別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に従い、空調設備等の施工に着手させ、工事を遂行するものとする。

5 乙は、施工企業をして、空調設備等の施工期間中、事業実施場所に常に別紙4「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を備置させなければならない。

6 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

（施工に関する許認可及び届出等）

第27条 乙は、空調設備等の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。

2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。

3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

（完成検査及び試運転）

第28条 乙は、事業実施場所の所在する各対象校において、当該事業実施場所の監理を担当した者以外の工事監理者をして、空調設備等の施工が完了するごとに、

対象校単位で、空調設備等の完成検査を行わせるとともに、試運転を行い、各対象校においていずれも、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

- 2 乙は、完成検査を実施後、速やかに、工事監理者をして、甲に対して完成検査報告を行わせるとともに、別紙4「3」「(3)」に定める書類を提出させるものとする。
- 3 乙は、甲に対し、各対象校において完成検査及び試運転を行う7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に対して、当該完成検査及び試運転の日程を通知する。
- 4 甲は、完成検査及び試運転に立会うことができる。ただし、甲は、完成検査及び試運転への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。

（工事監理等）

第29条 乙は、工事監理企業をして、事業指針に基づき、空調設備等の施工に係る工事監理を実施させる。

- 2 乙は、空調設備等の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「(1)」に定める書類を甲に提出するものとする。なお、工事監理者は、工事監理を行う当該空調設備等の施工業務を担当した企業の従業員であってはならず、また、施工業務を担当した企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。
- 3 乙は、各事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させ、乙を通じ、定期的に工事監理の状況を甲に報告させるものとし、甲が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。
- 4 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議のうえ、品質管理のためのチェックリストを作成し、甲の承認を得るとともに、各対象校単位で工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。

（事業実施場所の管理等）

第30条 乙は、空調設備等の施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、使用場所ごと又は設備等ごとに、事前に、

甲に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、甲から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 乙は、甲が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等の管理を行う。
- 3 乙は、甲が使用を承諾した期間の終了時期までに、第1項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等について、原状に復するものとする。

(施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用)

第31条 乙は、施工企業をして、空調設備等の施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、乙は、工事監理企業をして、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 乙は、空調設備等の施工及び工事監理を行うに当たって、施工企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。なお、施工企業及び工事監理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、施工企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(施工及び工事監理責任)

第32条 乙は、空調設備等の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の空調設備等の施工及び工事監理に関する第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、空調設備等の施工及び工事監理に関して乙又は施工企業及び工事監理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(空調設備等の施工に伴う近隣対策等)

第33条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他空調設備等の施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、別紙4「2」「(1)」

に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。

- 4 近隣調整の結果、空調設備等の第 49 条に規定する供用開始時の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、速やかに、供用開始時を変更することができる。
- 5 近隣調整の結果、乙に生じた費用（空調設備等の第 49 条に規定する供用開始時が変更されたことによる費用増加も含む。）については、乙が負担するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下、本項において「近隣住民の反対運動等」という。）に対する対応は甲が行い、乙は甲に協力するものとし、近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については甲が合理的な範囲で負担する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は乙が、その責任と費用負担にて行う。

（廃棄物の処理等）

第34条 乙は、空調設備等の施工に当たり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、前項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、甲の要求がある場合は速やかに）、甲に提出しなければならない。

（アスベストの処理等）

第35条 乙は、空調設備等の施工に当たり、事業実施場所においてアスベストが存在することが判明した場合、自己の費用と責任において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、石綿障害防止規則（平成 17 年厚生労働省令第 2 号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）等の関係する法令及び条例等に従い工事を実施するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、前条第 1 項による他、上記法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合であっても、何らの費用も負担しない。

第 4 節 甲による確認

(甲による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第36条 甲は、随時、空調設備等が、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、空調設備等の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙、施工企業又は第31条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、施工企業又は第31条に規定する第三者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 第1項に規定する説明又は確認の結果、空調設備等の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

4 乙は、空調設備等の施工期間中に乙が行う空調設備等に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

5 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、空調設備等の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第37条 甲は、空調設備等が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、空調設備等の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

2 前項の中間確認の結果、空調設備等の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、空調設備等の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第5節 完成確認

(完成確認)

第38条 甲は、乙から第28条第2項に規定する報告を受けた後、14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、完成確認を実施し、空調設備等が、いずれも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。

2 完成確認の結果、空調設備等が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準に従い施工されているときは、甲は乙に対し、完成確認書を交付する。

3 甲が、完成確認後14日以内（14日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成確認に合格したものとみなすことができる。

4 完成確認の結果、空調設備等の施工状況が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。

5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、空調設備等の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。

6 甲は、第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことを理由として、空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の維持管理その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、空調設備等の維持管理業務が本件契約の規定を満たさなかった場合において、甲が第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第6節 工期等の変更等

(工期等の変更)

第39条 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の当否を定めるものとする。この場合、甲は乙に対し、代替措置（例えば工事が遅延した結果、空調設備等が整備されていない短期間についてリース等による代替設備の設置等）の指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（工期又は供用開始時期の延長変更、施工可能期間等の変更による費用等の負担及び違約金）

第40条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第24条第1項の定めに従ったに定める施工可能期間その他の施工条件の変更又は同条第2項に基づく施工計画書及び予定工程表の変更に起因して乙に生じた追加費用又は損害については、原則として乙の負担とする。ただし、当該変更の内容、事業提案書類の内容その他の事情に照らし、乙の負担とすることが著しく不合理であると認められる場合は、その負担について甲乙協議により定めるものとする。他方、第24条第2項の定めに従った施工計画書及び予定工程表の変更に起因して乙に生じた追加費用又は損害に関しては、乙の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、前項の定めを準用するものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。ただし、全部又は一部の空調設備等の引渡しが遅延したものの、対象校の事業実施予定年度末までに、甲が、乙に対して、完成確認書を交付することができた場合は、次条第2項第1号を適用し、交付できなかった場合は、空調設備等の施工の進捗の程度にかかわらず、次条第2項第2号及び第3号並びに第3項から第6項までを適用する。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「本事業に直

接関係する法令の改正等」という。)、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害の負担は、第12章の定めに従うものとする。

(工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金)

第41条 甲の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、当該遅延に伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、次の各号のとおりとする。

- (1) 全部又は一部の空調設備等の引渡しが遅延したものの、対象校の事業実施予定年度末までに、甲が、乙に対して、完成確認書を交付することができた場合、乙は、甲に対し、当該空調設備等の引渡し日の翌日から実際に空調設備等が乙から甲に対して引き渡された日までの期間（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により施工業務が別紙2の日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）において、当該空調設備等の設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に従って計算される遅延利息（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）を支払うものとする。
- (2) 全部又は一部の空調設備等の引渡しが遅延し、対象校の事業実施予定年度末までに、甲が、乙に対して、完成確認書を交付することができなかった場合、乙は、甲に対し、前号の定めを準用して算出される違約金を支払うとともに、当該空調設備等の施工の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該空調設備等に関し交付されたはずの国庫補助金相当額又は当該遅延がなかったならば当該空調設備等に関し起債された市債の元利償還金に対し講じられたはずの交付税措置相当額の違約金を支払うものとする。
- (3) 乙の責めに帰すことができない事由と競合して施工計画書記載の工期等が遅延する場合で、かつ、第5項に従い算出される乙の責めに帰すべき事由による施工計画書記載の工期等の遅延期間のみであれば、当該空調設備等

に関し、対象校の事業実施予定年度末を超えることなく、甲が乙に対し、完成確認書を交付することができたと客観的に認められる場合には、前号は適用されず、乙の責めに帰すべき事由による当該空調設備等の引渡しの遅延と認められる期間についてのみ本項第1号が適用されるものとする。

3 前項第2号の場合において、甲が当該空調設備等に関し本件国庫補助金の交付を受けるための例外的措置を講じる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項第2号の規定にかかわらず、甲は、前項第2号の場合において当該空調設備等に関し本件国庫補助金の交付を受けるための例外的措置を講じることができる。ただし、乙は、甲において当該措置を講じなかったことあるいは当該措置を講じたものの本件国庫補助金の交付を受けることができなかったことについて、甲が何らの責任を負うものでないことを確認する。
- (2) 甲が、前号に基づき例外的措置を講じた場合、本件国庫補助金の交付を受けることができるとの通知を受け、その旨を乙に対し通知するまでの間、又は、当該空調設備等に関し本件国庫補助金の交付を受けることができないとの通知を受け、その旨を乙に対し通知するまでの間、甲は、乙に対し、前項第2号の違約金の支払いを猶予し、また、第70条の定めに従い当該空調設備等についての設計・施工等のサービス対価の支払期限が到来したときであっても、甲は、当該設計・施工等のサービス対価の支払いを留保することができるものとする。この場合において、甲及び乙は、当該留保された支払いについて遅滞の責めを負わない。
- (3) 甲が、本項第1号に基づき例外的措置を講じ、当該空調設備等に関し本件国庫補助金の交付を受けることができるとの通知を受け、その旨を乙に対し通知したときは、乙は、前項第2号の本件国庫補助金相当額の違約金を支払う義務を免れるが、甲からの請求を受けた後速やかに、甲に対し、前項第1号の定めを準用して算出される遅延利息を支払う。また、甲は、当該空調設備等についての設計・施工等のサービス対価の支払いを留保していた場合は、前項第1号の定めを準用して算出される遅延利息の支払いを受けた後、乙から設計・施工等のサービス対価の支払いについて書面による請求を受けた日から40日以内に、これを支払うものとする。
- (4) 甲が、本項第1号に基づき例外的措置を講じたが、当該空調設備等に関し本件国庫補助金の交付を受けることができないとの通知を受け、その旨を乙に対し通知したときは、乙は、甲に対し、前項第2号の定めに従い違約金を支払うものとする。また、甲は、当該空調設備等についての設計・施工等のサービス対価の支払いを留保していた場合は、前項第2号の違約金

の支払いを受けた後、乙から設計・施工等のサービス対価の支払いについて書面による請求を受けた日から 40 日以内に、これを支払うものとする。

- 4 前 2 項の場合において、甲に当該違約金を超える損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その損害額のうち当該違約金を超える額を支払うものとする。
- 5 本条の適用に当たり、施工計画書記載の工期等が遅延する原因となった事由について、乙の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合する遅延期間（以下、本項において「競合遅延期間」という。）があるときは、甲及び乙は協議のうえ、その各事由が当該遅延に与えた影響割合を算出し、競合遅延期間に、乙の責めに帰すべき事由の影響割合を乗じて算出した期間をもって、乙の責めに帰すべき事由による遅延期間（以下、本項において「帰責遅延期間」という。）とし、競合遅延期間から帰責遅延期間を控除した後の残期間を乙の責めに帰することができない事由による遅延期間として、前 3 項を適用する。
- 6 甲は、本条の違約金と本件契約に基づき支払う全ての対価につき、当該対価がいかなる業務に対するものであるかにかかわらず、相殺することができるものとする。

（工事の一時中止）

第42条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、空調設備等の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、空調設備等の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令の改正等により、空調設備等の施工の全部又は一部が一時中止された場合で必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、施工計画書記載の工期等を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、空調設備等の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴

う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が発生した場合の追加費用又は損害の負担は、第 12 章の定めに従うものとする。

(危険負担等)

第43条 空調設備等の第 49 条に規定する供用開始時までに、空調設備等の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 14 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 83 条に従い本件契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において空調設備等を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。
- (2) 前号の場合以外のき損の場合には、乙は空調設備等を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として第 49 条に規定する供用開始時の延長を認めるものとする。
- (3) 前 2 号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

(契約不適合責任)

第44条 空調設備等の引渡しを受けた日から事業期間の終了までの間に、空調設備等の種類又は品質（空調設備等の工事に関するものを含む。以下本条において同じ。）に関して本件契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、当該契約不適合の補修（備品については交換を含む。以下同じ。）、代替品の引渡しによる履行の追完又はそれらに代え若しくはそれらとともに損害の賠償を請求し、又は設計・施工等のサービス対価を減額することができる。ただし、当該契約不適合が甲又は教職員、児童生徒、保護者その他の学校等の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該契約不適合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うこと

により、当該契約不適合の補修義務を免れることができるものとする。

- 2 乙が、前項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、甲は、設計・施工等のサービス対価の全部又は一部について、補修費用相当額を減額又は控除のうえ支払うことができるものとする。
- 3 第1項において、乙が補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして契約不適合の補修をさせることができない場合、乙は、第三者をして補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら別の第三者をして補修させることができるものとする。
- 4 乙は、甲が、当該契約不適合に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が補修させるために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 5 乙は、施工企業をして、甲に対し本条による契約不適合の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本件契約の締結の日に、別紙 16 に定める契約不適合に関する保証書を、甲に提出するものとする。

（工事による不具合の補修責任）

第45条 空調設備等の施工又は移設等業務により、事業実施場所、事業実施場所に設置されている空調設備等以外の設備等又は学校の建物等に不具合が生じたときには、甲は、乙に対し、施工企業をして当該不具合を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該不具合が甲又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該不具合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、当該契約不適合の補修義務を免れることができるものとする。

- 2 前項の規定による補修又は損害賠償の請求は、甲が第 48 条に基づき当該不具合が生じた対象校での空調設備等の引渡しを受けた日から各々 2 年以内に行わなければならない。ただし、その不具合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、構造耐力上主要な部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。また、その不具合が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が 10 年を超える資産について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、甲が第 48 条に基づき当該不具合が生じた対象校での空調設備等の引渡しを受けた日から 2 年を経過する日又は当該資産の供用開始日から 10 年を経過する日のいずれか遅い

日までとする。

- 3 乙が、第1項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、甲は、設計・施工等のサービス対価の全部又は一部について、補修費用相当額を減額又は控除のうえ支払うことができるものとする。
- 4 乙が、第1項に基づき、不具合の補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして補修させることができない場合には、第三者をして当該不具合を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら別の第三者をして当該不具合を補修させることができるものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が当該不具合に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該不具合を補修させるために使用した第三者に対する報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

第6章 空調設備等の引渡し及び所有権の移転等

第1節 操作マニュアルの作成

（操作マニュアルの作成）

- 第46条 乙は、乙の責任と費用により、空調設備等の使用又は操作のために必要、適切な事項を記載したマニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を作成し、第38条に基づく、各対象校における空調設備等の完成確認の実施日の7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従って乙が提出した操作マニュアルが空調設備等の使用又は操作のために必要又は適切な事項を記載していないと合理的に判断した場合には、乙にその旨を通知することができる。乙が、当該通知を受領したときには、甲との間で修正方法を協議のうえ、乙の責任と費用により当該操作マニュアルを修正する。

第2節 操作方法の説明の実施

（操作方法の説明の実施）

- 第47条 乙は、第49条に定める各対象校における空調設備等の供用開始時の前日までの日であって甲及び乙が協議のうえ定める日に、各事業実施場所において、乙の責任及び費用により、甲に対し、その使用又は利用のための操作方法につい

て十分な説明及び使用又は利用についての支援を実施する。

第3節 空調設備等の引渡し及び所有権の移転

(空調設備等の引渡し等)

第48条 乙は、本件契約締結後、別途甲が指定する引渡年度ごとに、当該引渡年度に施工する空調設備等の引渡し日（6月末日、8月末日、12月28日又は3月末日（ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が休校日である場合は協議により定める。）のいずれかとする。ただし、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができるものとする。）を記載した予定工程表を作成して引渡年度の前年度の末日の3か月前（引渡年度の前年度に施工に着手する対象校は着手前）までに甲に提出し（なお、甲からの要請があった場合には誠実に協議の上、必要な修正を行うものとする。）、引渡年度の前年度の末日まで（引渡年度の前年度に施工に着手する対象校は着手前）に甲の承認を得るものとし、乙は、当該予定工程表において定められる各引渡し日に、甲に対し、引渡し対象となる空調設備等を引き渡す。

2 前項の規定による引渡し時に、甲は、当該引渡しに係る空調設備等の所有権を取得するものとし、その際、甲は、乙との間で、各対象校単位で、空調設備等の引渡書を取り交わす。

3 乙は、空調設備等の使用が可能になった場合は、引渡しまでの間においても、甲が空調設備等を使用できるようにするものとする。なお、引渡しまでの間は、乙は維持管理責任を負わないが、空調設備等に不具合が生じた場合は、第44条及び第45条に基づき対応するものとする。また、第59条の規定も準用する。

(空調設備等の供用開始)

第49条 前条に基づく引渡しに係る各対象校における空調設備等の供用開始は、前条第1項に基づく各引渡し日の翌日からとする。

第7章 空調設備等の維持管理

第1節 総則

(空調設備等の維持管理に関する基本方針)

第50条 乙は、本章に規定する空調設備等の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

2 乙は、本章に規定する空調設備等の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たって本件契約に規定する文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、適宜、甲の承諾を得て修正を行わなければならない。

第2節 事前調査

(事前調査業務)

第51条 乙は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、空調設備等の維持管理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

2 第14条第2項及び第3項、第15条並びに第16条の規定は前項の事前調査に準用する。

第3節 空調設備等の維持管理業務

(空調設備等の維持管理業務)

第52条 乙は、維持管理企業をして、第49条に定める各対象校における供用開始日から維持管理期間の末日までの間、空調設備等について、別紙5に規定する維持管理業務を維持管理業務に係る業務水準に従って行わせなければならない。

2 乙は、事業提案書類に基づいて維持管理業務計画書及び事業収支計画書を作成し、本件契約締結後、可能な限り速やかに甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 甲又は乙が、合理的な理由に基づき維持管理業務に係る業務水準を変更（性能に関する維持管理業務に係る業務水準の向上を含む。）することを相手方に対し請求した場合において、甲及び乙が合意したときは、これを変更することができる。また、当該変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増減したときは、第10章の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。

4 乙が、やむを得ない事由により、維持管理業務に係る業務水準を満たすことが

できない場合又は継続して維持管理業務に係る業務水準を満たす維持管理業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は、甲に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について甲と協議しなければならない。

- 5 前項の甲及び乙の協議の結果、乙が報告した内容が合理的であると甲が認めた場合には、甲は、維持管理業務に係る業務水準の変更を認めるものとする。この場合、第3項後段の規定を準用する。

(年度業務計画書等の提出)

第53条 乙は、別紙6に規定する様式の年度業務計画書及び年度収支計画書を作成し、甲に提出し、毎事業年度開始1か月前までに、甲の確認を得なければならない。ただし、初年度は、事業契約締結後、可能な限り速やかに行うものとする。

- 2 甲は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、乙に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

- 3 甲は、第1項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、空調設備等の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、甲の請求により、乙が維持管理業務に係る業務水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合で、かつ乙に追加費用が生じた場合には、甲は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(報告書等の作成)

第54条 乙は、毎月終了後10営業日以内に、本章に定める維持管理業務の状況を正確に反映した別紙7に規定する様式の月報を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、毎年度、上期及び下期の各満了日後10営業日以内に、本章に定める維持管理業務の状況を正確に反映した別紙7に規定する様式の半期報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、別紙8に規定する様式の年度業務報告書を作成し、公認会計士の監査済財務書類とともに毎事業年度の最終日より3か月以内に、甲に提出するものとする。なお、甲は、当該監査報告及び年度業務報告書を公開することができるものとする。

- 4 乙は、提案時の事業収支計画と各期の事業収支実績を比較した内容を財務書類に記載するものとし、甲は、この内容につき乙から説明を受けることができるものとする。

(維持管理業務に関する第三者の使用)

第55条 乙は、維持管理企業をして、空調設備等の維持管理業務の一部又は全部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、空調設備等の維持管理業務を行うに当たって、維持管理企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。なお、維持管理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、維持管理企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(維持管理責任)

第56条 乙は、空調設備等の維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の維持管理業務に関する第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、空調設備等の維持管理業務に関して乙又は維持管理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(維持管理業務による不具合の補修責任)

第57条 空調設備等の維持管理業務により、事業実施場所、事業実施場所に設置されている空調設備等以外の設備等又は学校の建物等に不具合が生じたときには、甲は、乙に対し、維持管理企業をして当該不具合を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該不具合が甲又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該不具合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、当該不具合の補修義務を免れることができるものとする。

- 2 乙が、前項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、甲は、維持管理のサービス対価の全部又は一部について、補修費用相当額を減額又は控除のうえ支払うことができるものとする。
- 3 乙が、第1項に基づき、不具合の補修義務を負うにもかかわらず、維持管理企

業をして補修させることができない場合には、第三者をして当該不具合を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら別の第三者をして当該不具合を補修させることができるものとする。

- 4 前項の場合、乙は、甲が当該不具合に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該不具合を補修させるために使用した第三者に対する報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

第4節 空調設備等の修繕及び代替品の調達等

（空調設備等の修繕及び代替品の調達等）

第58条 乙は、甲から空調設備等の故障等の不具合の発生について連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

- 2 乙は、前項の調査結果を、速やかに甲に報告したうえで、空調設備等については直ちに修繕等の対応策を講ずる。
- 3 第1項の調査の結果、故障等の不具合の発生した空調設備等について継続して使用することが困難である場合には、乙は甲の承諾を得て、直ちに代替品を調達のうえ、施工するものとする。この場合においては、第4章及び第5章の規定を準用する。
- 4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第3号の場合においては、乙は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求する。
 - (1) 第1項の故障等が生じた原因が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲の負担とする。
 - (2) 第1項の故障等が生じた原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙の負担とする。
 - (3) 第1項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、甲及び乙は、別紙14に規定する負担割合に従い負担する。
 - (4) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して空調設備等の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、第12章の定めに従うものとする。

第5節 空調設備等の使用に関する支援等

(空調設備等の取扱方法、操作方法等についての支援)

第59条 乙は、空調設備等の供用開始後において、甲から空調設備等の取扱方法、操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

(空調設備等の稼働時間の計測)

第60条 乙は、別紙1に定める事業実施場所に設置した空調設備等に関し、対象室の室内機ごとに空調稼働時間を、室外機ごとに運転時間等をそれぞれ別紙9に従って計測、記録し、その結果を甲及び当該対象校に報告するものとする。

(エネルギー使用量の計測等)

第61条 乙は、空調設備等に使用されたエネルギー量を、対象校ごとに、別紙9に従って計測、記録し、その結果を甲及び当該対象校に報告するものとする。

2 空調稼働時間と使用エネルギー量との関係を明らかにするため、前条の稼働時間の計測の始期及び終期と前項のエネルギー使用量の計測の始期及び終期は同一とする。

(空調設備等の効率的な使用のための支援)

第62条 乙は、第60条及び第61条に基づき、各事業実施場所における空調設備等の稼働状況等を記録し、分析を行った結果、省エネルギーの推進等、空調設備等の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、甲に対して、空調設備等の効率的な使用のための学校への指導等の支援を行う。

(空調設備等の取扱等の変更時における支援)

第63条 乙は、第57条第3項に基づいて施工される空調設備等の操作方法、取扱方法の変更等により、空調設備等の使用について、支援する必要がある場合には、直ちに甲に対し、適切な説明及び支援を行う。

第8章 学校の再編整備等に伴う移設等業務

(学校の再編整備等に伴う移設等業務)

第64条 甲が、対象校の統廃合、改修・改築工事、設備工事等に伴い、本件契約に規定する事業実施場所における空調設備等の移設等を決定し、かつ当該移設等を

乙に実施させることを決定した場合、乙は、施工企業をして、甲の指示に基づき、移設等業務に係る業務水準に従い、当該空調設備等の移設等（移設されない空調設備等の廃棄を含む。）を行う。

- 2 第5章の規定は、前項に基づく移設等業務に準用する。
- 3 甲は、空調設備等の移設等を行う6か月前までに、第1項の決定を、乙に通知するものとする。
- 4 第1項に基づき移設された空調設備等についても本件契約の規定が適用されるが、甲が第1項に基づき廃棄を決定した空調設備等については、第81条第1項及び第3項に基づき一部解除されるものとする。
- 5 第1項に基づき移設された空調設備等について、甲及び乙は、協議のうえ、乙が保持すべき業務水準を見直すことができる。

（移設等に要する費用の負担）

第65条 甲は、前条の空調設備等の移設等に要する合理的な費用を、第10章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

- 2 空調設備等の移設等に伴って、新たな設備又は備品が必要となる場合には、甲は、これに要する費用を、第10章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担するものとし、これらの所有権は、引渡し時において、甲に帰属するものとする。

（移設等に伴う対価の見直し）

第66条 第64条に基づく空調設備等の移設等に伴い、第7章の規定の空調設備等の維持管理業務の内容が変更になったことに伴う対価の見直し方法については、変更内容に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、移設等によって維持管理業務の対象となる対象校若しくは対象室又は空調設備等が変更になったことに伴う対価の改定は、別紙12及び別紙13に定める算定方法に従って行われるものとする。

（移設等に関する第三者の使用）

第67条 乙は、施工企業をして、空調設備等の移設等業務の一部に限って第三者に再委託又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託又は請け負わせることはできない。

- 2 乙は、空調設備等の移設等に当たって、施工企業が第三者を使用する場合、事

前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。なお、施工企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、施工企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(移設等責任)

第68条 乙は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、空調設備等の移設等に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の空調設備等の移設等に関する第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、空調設備等の移設等に関して乙又は施工企業が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

第9章 モニタリング

(維持管理業務等についてのモニタリング)

第69条 甲は、乙に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、空調設備等の性能及び第7章に規定する維持管理業務について、維持管理業務に係る業務水準を確保するために、別紙9のとおり、モニタリングを行うものとする。

- 2 前項に規定するほか、甲は、必要と認める場合には、乙に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、随時、乙が行う空調設備等の適正な使用のための支援業務について、維持管理業務に係る業務水準を確保するために、モニタリングを行うことができる。
- 3 乙は、甲が前2項のモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力に要した費用は、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、自らの費用負担において、事業実施場所において空調設備等が、第59条に基づき乙が行った支援等に従って、使用されているか否かを確認することができる。ただし、乙は、学校教育活動等の妨げにならないよう、十分に配慮しなければならない。
- 5 本条に基づくモニタリングの結果、空調設備等の性能又は乙の維持管理業務の状況が、維持管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対し、是正期間を定めて是正（交換を含む。以下、本条において同じ。）を指示するとともに、別紙9に規定する方法に従い、第10

章に規定する半期ごとに支払われる対価の全部又は一部について、減額を行うことができる。また、契約期間中に、空調設備等の性能が、乙の責めに帰すべき事由により、維持管理業務に係る業務水準を下回った場合も同様とする。ただし、上記の各場合において、甲が、是正に代えて維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、是正義務を免れることができるものとする。また、上記の各場合に、これらに起因して甲が負担したエネルギーコストについては、甲は合理的な範囲内で乙に当該費用の負担を求めることができるものとし、乙はこれを負担しなければならない。

- 6 乙は、甲から前項に基づく是正指示を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに甲に対し、当該指示に対する対応状況を報告するとともに、第 54 条第 2 項に規定する半期報告書においても報告しなければならない。
- 7 乙が、第 5 項ただし書の規定に基づき、空調設備等を維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払義務を負うにもかかわらず、乙がこれを履行しない場合及び乙が負担すべきエネルギーコストを支払わない場合、甲は、半期ごとに支払われる維持管理のサービス対価を、空調設備等を維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするのに要する相当額及び乙が負担すべきエネルギーコストの合計額に達するまで控除できるものとする。
- 8 甲は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、空調設備等の性能及び第 7 章に規定する空調設備等の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 9 乙は、別紙 9 に記載の方法に準じて、セルフモニタリングを適宜実施し、その結果を、文書により、甲に報告するものとする。

第10章 対価の支払い

(設計・施工等のサービス対価の支払い)

第70条 甲は、第 4 章及び第 5 章に規定する空調設備の設計・施工等のサービス対価を第 75 条に規定する手続に従って、別紙 10 のとおりに支払うものとする。

(維持管理のサービス対価の支払い)

第71条 甲は、第 7 章に規定する空調設備等の維持管理のサービス対価を、第 75 条に規定する手続に従って、別紙 10 のとおりに支払う。ただし、第 49 条に規定する空調設備等の供用開始時期が遅延した場合は、各事業年度の支払額について見

直しを行う。

(対象校等の変動及びこれに伴うサービス対価の改定)

第72条 甲が、第4条第2項に従い、本事業の対象とする対象校若しくは対象室又は空調設備等を変更した場合、第70条に規定する設計・施工等のサービス対価及び第71条に規定する維持管理のサービス対価は、別紙12及び別紙13に定める算定方法に従って改定されるものとする。

(物価変動による設計・施工等及び維持管理のサービス対価の改定)

第73条 第70条に規定する設計・施工等のサービス対価及び第71条に規定する維持管理のサービス対価は物価変動に応じて、別紙12及び別紙13に定める算定方法に従って改定するものとする。

- 2 中東情勢その他の地政学リスク等によって機器の調達が著しく困難となり、又は調達経路の変更を余儀なくされた場合であって、当該事象が通常予見することのできない特別な要因・事情によるものと認められる場合において、物価変動を要因とすることなく本事業に要する費用等に著しい変動を生じることが避けられず、設計・施工等のサービス対価が不適當となったときは、甲及び乙は、前項の規定によるほか、甲乙協議のうえ、設計・施工等のサービス対価を変更することができる。

(技術基準の変更等による設計・施工等及び維持管理のサービス対価の改定)

第74条 前2条及び第12章の規定による場合のほか、本事業の入札後に生じた本事業に直接的に影響する技術基準（以下「本件技術基準」という。）の変更（環境法令の改正に伴う本件技術基準の変更を含む。以下、本項において同じ。）又は入札前に生じた本件技術基準の変更によるものであって入札時に乙において予見することが困難な事由により、第70条に規定する設計・施工等のサービス対価又は第71条に規定する維持管理のサービス対価を変更する必要性が生じたと客観的かつ合理的に認められる場合、乙は、甲に対し、合理的な範囲において当該サービス対価の改定を求めることができ、この場合、甲乙協議のうえでサービス対価を改定するものとする。ただし、乙は、本件技術基準の変更等によって生じる費用の増加を可能な限り抑制するよう合理的な措置を講じなければならない、当該措置を講じた場合に抑制可能な部分については本項の対象とならない。

(対価の支払方法)

第75条 乙は、設計・施工等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 11 に記載のとおり上期若しくは下期の満了の後、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から 30 日以内に各々別紙 10 に記載のとおり支払うものとする。

2 乙は、維持管理のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 11 に記載のとおり上期若しくは下期の満了の後、別紙 7 の半期報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から 10 日以内に乙の業務内容のモニタリングを実施し、乙に対してモニタリングの結果を通知するものとする。

3 乙は、前項の半期報告書に関するモニタリングの結果についての甲の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から 7 日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から 30 日以内に各々別紙 10 に記載のとおり支払う。

4 乙は、第 2 項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に、甲がモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、第 3 項の請求書を甲に対して提出できるものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

第76条 甲の第 69 条に基づき行ったモニタリングにより、空調設備等の性能又は第 7 章に規定する事業実施場所における空調設備等の維持管理業務について、維持管理に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、甲が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、甲は、乙に対して支払う対価を、第 69 条第 5 項及び第 7 項の規定に従って減額又は控除することができる。

2 前項の場合において、甲は、モニタリングによるサービス対価の減額については前条第 2 項のモニタリングの結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額する金額を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から通知を受けた後、前条の規定に従って請求書を提出するに際し、本章に規定する対価のうち、前項により減額の通知を受けた金額を除くその余の対価の支払いに係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、当該請求書に記載の金額を対価として支払うものとする。

(対価の返還)

第77条 第 54 条第 2 項に規定する半期報告書、同条第 3 項に規定する年度業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙

は甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第11章 契約の終了等

(甲による契約解除)

第78条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払いの停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続きが着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間(乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。

2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に空調設備等が完成せず、かつ、工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 乙が、第69条第5項及び第76条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 乙が、第54条第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年

度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第 77 条に定める対価の返還を行わなかったとき。

- (5) 前各号の他、乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、全ての空調設備等が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

- (2) 解除時に、一部の空調設備等が業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている空調設備等については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備等については、乙が、当該設備を業務水準どおりの性能に補修（交換の他、空調設備等の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の乙に対する支払いを留保する。ただし、甲が、当該設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときはこの限りではなく、甲は、乙に対し、当該設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、当該年度の維持管理のサー

ビス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

- 4 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除（一部解除の単位は室単位とする。以下同様とする。）された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除の対象となった空調設備等についての処理

ア 解除時に、一部解除の対象となった空調設備等が全て業務水準どおりの性能を維持している場合

- ① 甲は、一部解除の対象となった空調設備等の解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を、乙に対し、第 70 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。
- ② 甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- ③ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、一部解除の対象となった空調設備等についての当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

イ 解除時に、一部解除の対象となった空調設備等の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

- ① 甲は、一部解除の対象となった空調設備等のうち、業務水準どおりの性能を維持できている空調設備等については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を、第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
- ② 一部解除の対象となった空調設備等のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備等については、前項第 2 号イを準用する。
- ③ 甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- ④ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、一部解除の対象となった空調設備等の当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

(2) 一部解除の対象とならなかった空調設備等に関する処理

甲は、解除対象とならなかった空調設備等の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理のサービス対価については、乙に対し、第 10 章に規定する当初の支払方法に従って支払うもの

とする。

- 5 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除対象となった空調設備等に関する処理

ア 解除の時点で引渡し済みの空調設備等に関する処理並びに解除の時点で維持管理業務の対象となっている空調設備等に関する処理については、前項第1号を準用する。

イ 解除の時点で引渡し未了の空調設備等及び当該設備に係る事業実施場所に関する処理

- ① 乙は、速やかに当該事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえで、甲に返還する。
- ② 甲は、解除の対象となった空調設備等に関する設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- ③ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除の対象となった事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。

(2) 解除対象とならなかった空調設備等に関する処理

甲は、解除対象とならなかった空調設備等の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理のサービス対価については、乙に対し、第10章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

- 6 前項の場合であって、甲が、乙に対し、引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所について本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項第1号イ①にかかわらず、乙は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合、甲は、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、乙は甲に対し、前項第1号イ③に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、甲の判断において、減額する場合があることは前項第1号イ③ただし書のとおり）甲は、

乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する本項所定の違約金又は第8項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。

- 7 甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、乙が甲に差し入れている第12条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。
- 8 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除)

第79条 甲は、構成員等につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、排除措置命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、排除措置命令を受けた構成員等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず排除措置命令が確定(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)したとき。
- (2) 独占禁止法第62条に規定する課徴金納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を受け、課徴金納付命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、課徴金納付命令を受けた構成員等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず課徴金納付命令が確定(確定した当該課徴金納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)したとき。
- (3) 乙、構成員等のいずれかの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は、構成員等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号(独占禁止法第89条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑が確定したとき。

- (4) 乙、構成員等のいずれかの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 甲は、乙、構成員等が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第11条第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 第11条第3項ないし第5項の定めに反し、各項の報告を怠ったとき。
- (3) 第11条第4項の定めに反し、第三者との契約を解除しなかったとき。
- (4) 第11条第6項の甲の求めに反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。
- 3 乙は、構成員等をして、本事業を、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、そのさらに先の請負又は委託についても同様とする。
- 4 乙は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を甲に報告しなければならない。乙がかかる措置を直ちにとらない場合、甲は、本件契約を解除することができる。
- 5 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第78条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。
- (2) 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に本件契約が一部解除された場合は、第78条第4項第1号ア①・②及びイ①から③並びに第2号の規定を準用する。
- (3) 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第78条第5項第1号ア（第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。）、同号イ①及び②並びに第2号、第6項並びに第7項の規定を準用する。
- 6 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての空調設備等が甲に引き渡される前に、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び各構成員等のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯せしめたうえ、契約金額のうち引渡し未了の事業

実施場所に関する設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。）の10分の1を乗じた額と当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の10分の1に相当する額の合計額を違約金として甲の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、甲が被った損害の額が本項に定める違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と構成員等との間で締結された基本協定書第8条第2項又は第9条第9項に基づき、構成員等が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払義務を免れるものとする。

- 7 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての空調設備等が甲に引き渡された後に、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び各構成員等のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯せしめたうえ、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と構成員等との間で締結された基本協定書第8条第2項又は第9条第9項に基づき、構成員等が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払義務を免れるものとする。
- 8 乙が、第1項に該当した場合であって、かつ次の各号のいずれかに該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が全ての空調設備等の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額（消費税等の税率は本件契約締結時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が全ての空調設備等の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとする。なお、甲と構成員等との間で締結された基本協定書第8条第3項に基づき、構成員等が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払義務を免れるものとする。
 - (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 乙が甲に第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 9 乙について、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚し、これにより甲が被った損害額が、第6項又は第7項の違約金の額（第8項の違約金

が加わる場合には、その違約金の額を含む。)を上回る場合は、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第 13 条に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

(乙による契約解除)

第80条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める割合（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額（1 年を 365 日として日割り計算）を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。

2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。

3 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての空調設備等が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部の空調設備等が業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 甲は、業務水準どおりの性能が維持されている空調設備等については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備等については、乙が、当該空調設備等を業務水準どおりの性能に補修（交換を含む。以下本条において同じ。）するまで、当該空調設備等にかかる解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の支払いを留保する。ただし、甲が、当該空調設備等の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときはこの限りではなく、甲は、乙に対し、当該空調設備等についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするに要する相当額を控除した金員を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

エ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

4 全ての空調設備等が甲に引き渡された後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除の対象となった空調設備等についての処理

ア 解除時に、一部解除の対象となった空調設備等が全て業務水準どおりの性能を維持している場合

① 甲は、一部解除の対象となった空調設備等の解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を、乙に対し、第 70 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

② 甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

③ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

イ 解除時に、一部解除の対象となった空調設備等の一部が、業務水準どお

りの性能を維持していない場合

- ① 甲は、一部解除の対象となった空調設備等のうち、業務水準どおりの性能を維持できている空調設備等については、乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
- ② 一部解除の対象となった空調設備等のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備等については、前項第 2 号イを準用する。
- ③ 甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- ④ 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(2) 一部解除の対象とならなかった空調設備等に関する処理

甲は、解除対象とならなかった空調設備等の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理のサービス対価については、乙に対し、第 10 章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が全部又は一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除対象となった空調設備等に関する処理

ア 解除の時点で引渡し済みの空調設備等に関する処理並びに解除の時点で維持管理業務の対象となっている空調設備等に関する処理については、前項第 1 号（ただし、同号ア③及びイ④を除く。）を準用する。

イ 解除の時点で引渡し未了の空調設備等及び当該設備に係る事業実施場所に関する処理

- ① 乙は、速やかに当該事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。
- ② 甲は、解除の対象となった空調設備等に関する設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

(2) 解除対象とならなかった空調設備等に関する処理

甲は、解除対象とならなかった空調設備等の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理のサービス対価につ

いては、乙に対し、第 10 章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

(3) 乙が被った損害の処理

甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

6 前項の場合であって、甲が、乙に対し、引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所について本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項第 1 号イ①にかかわらず、乙は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合、甲は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

7 第 1 項又は第 2 項に基づき本件契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申し出たときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(学校の再編整備等に伴う一部解除)

第81条 甲は、学校の再編整備に伴い、引渡しが必要となる空調設備等がある場合（第 64 条第 1 項に基づき他の事業実施場所に移設され引渡しが行われる場合を除く）、甲は、当該空調設備等に関する契約を一部解除できるものとする。

2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除が引渡し日の 6 か月前までになされ、又は、一部解除の対象となった空調設備等についての設計、施工及び工事監理等が未着手であった場合は、甲は、解除の対象となった空調設備等の設計・施工等のサービス対価についての支払いを全て免れるものとする。

(2) 一部解除が引渡し日の 6 か月前を経過してからなされ、かつ、一部解除の対象となった空調設備等についての設計、施工、及び工事監理等が既に一部履行されていた場合は、甲は乙に対し、一部解除の対象となった空調設備等に関する既履行部分についての出来高に相当する設計・施工等のサービス対価を、第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の設計・施工

等のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

- (3) 前項に基づき本件契約が一部解除された場合、甲は、乙に対し、当該一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 空調設備等の引渡し後に、当該設備が設置された事業実施場所において空調設備等の利用を廃止することとなった場合であって、第 64 条第 1 項に基づき、空調設備等（引渡し済みの空調設備等のみならず、維持管理業務の対象とされた空調設備等を含む。）が別の学校の対象室又は事業実施場所における他の対象室に移設されない場合には、甲は、当該移設されない空調設備等に関する契約を一部解除できるものとする。
- 4 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 甲は、解除の対象となった空調設備等の設計・施工等のサービス対価についても、乙に対し、第 70 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。ただし、解除の対象となった空調設備等のうち、業務水準どおりの性能を維持していない空調設備等がある場合、当該空調設備等については、第 80 条第 3 項第 2 号イを準用する。甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
 - (2) 甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

（任意解除権の留保）

第82条 甲は、理由の如何を問わず、180 日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、通知時において、乙が、空調設備等を引渡し済みの事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務並びに履行済みの維持管理業務については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第 70 条の規定に基づく当該引渡し済みの事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価と第 71 条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を、解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 2 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に、前項の規定に基づき甲が乙に対し

て本件契約の解除を通知した場合、乙は、甲が個別に指示した事業実施場所を除き、引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務を停止し、甲が本件契約を解除した場合には、乙は、速やかに引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 3 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合であって、甲が、乙に対し、引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所について解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合、甲は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

第83条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の定めにより本件契約を解除する場合、甲は、解除時において、乙が、空調設備等を引渡し済みの事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務並びに履行済みの維持管理業務については解除することができないものとし、甲は、引渡し済みの空調設備等の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損した場合であっても、乙に対し、第70条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第71条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、甲は、未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- 5 第2項の規定に基づき、本件契約が一部解除された場合、甲は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対

する支払いを免れる。

- 6 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、速やかに引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。
- 7 全ての空調設備等が甲に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合であって、甲が乙に対して、引渡し未了の空調設備等に関する事業実施場所について解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合、甲は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(本事業に直接関係する法令の改正等が行われた場合等の解除)

第84条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、甲は、乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第3項から第7項までの規定を準用する。

(空調設備等の本件契約終了時の状態)

- 第85条 契約期間の満了により本件契約が終了した場合又は空調設備等の供用開始時以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能とされた業務水準が保たれていない空調設備等があるときは、乙は、当該空調設備等を当該業務水準に補修（交換を含む。以下本条において同じ。）して、甲に引き継がなければならない。ただし、甲が、当該空調設備等の当該水準どおりの性能への補修に代えて、当該水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、乙はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、甲は、本件契約終了時に、乙に支払うべき対価がある場合には、その対価から、当該水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除し、その残額を当初の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 2 空調設備等の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第80条に基づくものであって、甲の債務不履行により空調設備等について前項に規定する水準が保てなかったときは、乙は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、甲の債務履行との同時履行を抗弁と

して主張することができる。

- 3 空調設備等の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 83 条に基づくものであって、かつ空調設備等の滅失又はき損を伴うものである場合には、乙は、当該空調設備等を、契約期間満了までは稼動可能な状態を限度として甲が定める状態にまで滅失、き損部分を補修した状態で甲に引き継ぐことで足りるものとする。
- 4 前項の場合において、当該滅失又はき損を補修するために要する追加費用については、別紙 14 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 本件契約終了後、甲が空調設備等の引継ぎを受けた時点において、甲は、空調設備等の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行するものとする。

第12章 不可抗力事由又は法令の改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

- 第86条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。
 - 3 不可抗力により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により空調設備等への重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。
 - 4 甲及び乙は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

(法令の改正等による契約内容の変更等)

第87条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令の改正等（環境法令の改正により本件技術基準が改正された場合は除き、この場合は第74条を適用する。）により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
- 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（乙の税の軽減を目的とする措置を含む。）、又は技術革新等により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、甲は乙と協議のうえ、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行うものとする。

（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）

第88条 不可抗力事由によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の追加費用又は損害及び第86条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙14に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 第86条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から60日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

（法令の改正等による追加費用又は損害の負担）

第89条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、乙に追加費用又は損害が生じる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の追加費用又は損害及び第 87 条第 4 項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令の制定又は改正による場合の乙に発生した追加費用及び損害については、乙の負担とする。
- 3 第 87 条第 4 項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令の改正等の交付日から 60 日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が当該法令の改正等に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令の改正等の場合には、甲及び乙は、本事業の継続の可能性を検討することを目的として、協議の期間を 60 日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第90条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更に起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第13章 その他

(関連工事との調整)

第91条 乙は、乙の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合においては、乙は甲及び当該事業実施場所の学校の学校長を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

(協議等)

第92条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第93条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。

- 2 甲は、第70条及び第71条に定める対価に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連する全ての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第94条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 乙は、甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 3 本件契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払いをする場合において、乙を存続させておくことができない特別な事情が発生したときは、甲は、それを拒む合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。

(秘密保持)

第95条 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密（空調設備等に係る運転データ等を含むがこれに限らない。）を本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員等を除く第三者に漏洩したり、本件秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、き損又は改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー

一、構成員等に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、き損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

3 乙は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員等に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成員等についても同様とする。

4 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又はき損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月28日条例第76号）を含む関係法令の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

5 乙は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。

6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。

7 甲は、乙が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

（著作権等）

第96条 甲は、乙から本事業の推進に関して甲に提出される書類等について、著作権が乙に属することを認める。ただし、乙から甲に対して提出された設計に関する書類・図書等の著作権は、甲に帰属するものとし、乙は、著作者人格権を行使せず、又はこれが帰属する者をして行使させない。

2 前項本文にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成員等が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。ただし、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成員等はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。

- 3 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。
- 4 前項にかかわらず、乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の甲の著作権となる書類等の内容が無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
- 5 甲及び乙は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(特許権等)

- 第97条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得たうえでこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。ただし、上記使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

- 第98条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、甲の承諾する別紙 15 の 1 の「1」項及び「2」項に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、甲に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。
- 2 乙は、別紙 15 の 1 の「1」項、「2」項に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
 - 3 甲は、乙が第 1 項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、甲は乙に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
 - 4 保険金の請求は、第 1 項の場合は乙、第 3 項の場合は甲が行うものとし、甲及

び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

- 5 別紙 15 の 1 の「1」項に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

（融資機関との協議）

第99条 甲は、本事業に関して乙に融資する金融機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に対し損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項等につき協議し定めることがある。

（遅延損害金）

第100条 甲及び乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める割合（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

第14章 雑則

（請求、通知等の様式等）

第101条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

- 2 本件契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。

（準拠法）

第102条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第103条 本件契約に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意す

る。

(契約の確定等)

第104条 この契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び甲の議会の議決に付すべき契約及び契約条例（昭和 39 年川崎市条例第 14 号）第 5 条の規定による議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本件契約として確定するものとする。

2 甲は、前項の議決があったときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 甲の議会の議決が得られなかったときにおいても、乙は、甲に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等)

第105条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 本事業の対象校及び対象室一覧

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19	○	—	—
2	東門前小学校	川崎市川崎区東門前3-4-6	○	—	—
3	大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1	○	—	—
4	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19	○	—	—
5	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1	○	—	—
6	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1-9-15	○	—	—
7	大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1	○	—	—
8	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	○	—	—
9	東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20	○	—	—
10	小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24	○	—	—
11	向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1	○	—	—
12	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13	○	—	—
13	京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4	○	—	—
14	南河原小学校	川崎市幸区都町18	○	—	—
15	御幸小学校	川崎市幸区遠藤町1	○	—	—
16	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165	○	—	—
17	古川小学校	川崎市幸区古川町70	○	—	—
18	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1	○	—	—
19	古市場小学校	川崎市幸区古市場1-1	○	—	—
20	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1	○	—	—
21	下河原小学校	川崎市中原区上平間585	○	—	—
22	平間小学校	川崎市中原区上平間1480	○	—	—
23	玉川小学校	川崎市中原区北谷町32	○	—	—
24	木月小学校	川崎市中原区木月4-53-1	○	—	—
25	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町29-1	○	—	—
26	今井小学校	川崎市中原区今井西町3-18	○	—	—
27	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1-950	○	—	—
28	宮内小学校	川崎市中原区宮内2-4-1	○	—	—
29	大戸小学校	川崎市中原区下小田中1-4-1	○	—	—
30	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3-35-1	○	—	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
31	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中1・27・1	○	—	—
32	橘小学校	川崎市高津区千年1024	○	—	—
33	末長小学校	川崎市高津区末長3・8・1	○	—	—
34	新作小学校	川崎市高津区新作1・9・1	○	—	—
35	東高津小学校	川崎市高津区北見方2・5・1	○	—	—
36	久本小学校	川崎市高津区久本3・11・3	○	—	—
37	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷4・12	○	—	—
38	西梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷2・14・1	○	—	—
39	久末小学校	川崎市高津区久末647	○	—	—
40	上作延小学校	川崎市高津区上作延5・8・1	○	—	—
41	南原小学校	川崎市高津区上作延3・9・2	○	—	—
42	久地小学校	川崎市高津区久地4・2・1	○	—	—
43	野川小学校	川崎市宮前区西野川2 - 19 - 1	○	—	—
44	西野川小学校	川崎市宮前区野川台3・10・1	○	—	—
45	南野川小学校	川崎市宮前区南野川2・12・1	○	—	—
46	宮崎小学校	川崎市宮前区馬絹1・30・9	○	—	—
47	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬5・12・1	○	—	—
48	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬7・6・1	○	—	—
49	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平3・14・1	○	—	—
50	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎3・18・2	○	—	—
51	平小学校	川崎市宮前区平6・5・1	○	—	○
52	白幡台小学校	川崎市宮前区南平台13・1	○	—	—
53	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1・5・1	○	—	—
54	稗原小学校	川崎市宮前区水沢3・7・1	○	—	—
55	犬蔵小学校	川崎市宮前区犬蔵1・3・1	○	—	—
56	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3・1・11	○	—	—
57	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3・18・1	○	—	—
58	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7・28・1	○	—	—
59	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2・1・1	○	—	—
60	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329	○	—	—
61	下布田小学校	川崎市多摩区布田23・1	○	—	—
62	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2・19・1	○	—	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
63	南菅小学校	川崎市多摩区菅馬場3-25-1	○	—	—
64	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	○	—	—
65	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1	○	—	—
66	東生田小学校	川崎市多摩区柘形4-9-1	○	—	—
67	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4	○	—	—
68	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1	○	—	—
69	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1	○	—	—
70	長沢小学校	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	○	—	—
71	千代ヶ丘小学校	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	○	—	—
72	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1	○	—	○
73	百合丘小学校	川崎市麻生区百合丘2-1-2	○	—	—
74	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	○	—	—
75	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1	○	—	—
76	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1	○	—	—
77	王禅寺中央小学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-1	○	—	—
78	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1	○	—	○
79	虹ヶ丘小学校	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	○	—	—
80	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1	○	—	—
81	片平小学校	川崎市麻生区片平5-28-1	○	—	—
82	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	○	—	—
83	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	○	—	—
84	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	○	○	—
85	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	○	○	—
86	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	○	○	—
87	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	○	—	—
88	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	○	—	—
89	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31	—	○	—
90	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1	—	○	—
91	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60	○	○	—
92	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1	○	○	—
93	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1	○	○	—

No	学校名	所在地	体育館	武道場	付属室
94	平間中学校	川崎市中原区上平間1368	—	○	○
95	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562	○	—	—
96	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	○	—	—
97	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1	○	○	—
98	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	○	○	—
99	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1	○	○	—
100	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1	○	○	—
101	橘中学校	川崎市高津区千年1300	○	—	—
102	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2	○	○	○
103	東高津中学校	川崎市高津区末長4-1-1	○	—	—
104	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1	○	○	—
105	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7	○	○	—
106	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1	○	○	—
107	南菅中学校	川崎市多摩区菅馬場4-1-1	○	—	—
108	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2	—	○	—
109	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1	○	—	○
110	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1	○	—	—
111	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1	○	○	—
112	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1	○	○	—
113	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	○	○	—
114	白鳥中学校	川崎市麻生区白鳥1-5-1	○	○	—

別紙 2 日程表

本事業契約締結までに、事業提案書類に基づき具体的な日程について定める。

1 事業契約締結の日 川崎市議会の議決があった日

2 引渡し

空調設備等の引渡しは、令和 12 年 3 月 31 日までに完了する。

引渡し日は、令和 9 年度から令和 11 年度までの各事業年度の 6 月、8 月、12 月及び 3 月の各末日（ただし、12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。）とするが、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができるものとし、対象校毎に引渡しを行う。各対象校の引渡し日は、別紙 4「2」「(1)」に記載の予定工程表等により、甲乙協議のうえ定める。

3 維持管理業務期間

供用開始日から令和 24 年 3 月 31 日まで

4 契約期間の満了の日

令和 24 年 3 月 31 日

別紙 3 各種共通仕様書等

1 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 道路交通法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令

2 条例等

- ・ 川崎市建築基準条例
- ・ 川崎市環境基本条例
- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ・ 川崎市火災予防条例
- ・ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
- ・ 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則
- ・ 令和4年度川崎市グリーン購入推進方針
- ・ 川崎市契約条例

3 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にすることとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする。）。なお、基準類は全て最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について本市及び事業者で協議を行うものとする。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書

- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
- ・ 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)

その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令 等

別紙 4 提出書類

甲に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。ただし、適宜協議できるものとする。また、記載のある提出書類の他、法令等に基づき必要のある書類や本事業を遂行する上で甲が必要と判断する書類についても、作成し提出する。

各提出書類の提出媒体（紙媒体又は電子媒体）については、甲の指示に従う。

1 設計業務に係る提出書類

（１）着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※1	1	A4	
2	着手届	1	A4	対象校ごと
3	管理技術者等届	1	A4	管理技術者、設計担当者。経歴書等を含む。
4	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び本市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
5	設計業務体制表	1	A4	対象校ごと
6	設計業務工程表	1	A3	対象校ごと

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

（２）設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務報告書	1	A4	
2	打合せ議事録	1	A4	
3	予定工程表（暫定版）	1	A3	変更があり次第適宜提出

4	仮設計画（仮設図 暫定版）	1	A4	変更があり次第適宜提出
---	---------------	---	----	-------------

（３）設計完了時（対象校ごと）に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※2	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	成果物納入届	1	A4	対象校ごと
4	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと
5	設計図	1	A4	対象校ごと、A3 二つ折り製本
6	設計計算書	1	A4	対象校ごと
7	月別・年度別想定エネルギー消費量計算書	1	A3	対象校別と全対象校の集計
8	工事積算数量算出書	1	A4	対象校ごと
9	工事積算数量調書	1	A4	対象校ごと
10	工事内訳書	1	A4	対象校ごと

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2 施工業務に係る提出書類

（１）着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※3	1	A4	対象校ごと
2	着手届	1	A4	対象校ごと
3	現場担当者等(監理技術者、主任技術者)届	1	A4	対象校ごと
4	経歴書(監理技術者、主任技術者)	1	A4	対象校ごと
5	施工計画書	1	A4	対象校ごと、工事概要、仮設計画、現場組

				織表、緊急連絡体制、 防災マニュアル等含む
6	使用資材一覧表	1	A4	対象校ごと
7	予定工程表	1	A3	対象校ごと、各引渡年度の前年度（引渡年度の前年度に施工に着手する対象校は着手前）に提出し承認を得ること
8	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
9	施工体系図	1	A3	対象校ごと
10	緊急連絡先届	1	A4	対象校ごと
11	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	
12	工事保険証書の写し	1	A4	
13	登録のための確認のお願い	1	A4	コリンズ

※3 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 各対象校の施工中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※4	1	A4	対象校ごと
2	納入仕様書	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
3	実施工程表	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
4	施工図	1	A3	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと) 各引渡年度の2月末までに提出
5	工事内訳書	1	A4	対象校ごと

				各引渡年度の2月末までに提出
6	面積算定図	1	A3	各引渡年度の2月末までに提出
7	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
8	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
9	機器搬入計画書	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
10	産業廃棄物管理票(写し)	1	A4	対象校ごと
11	アンカーボルト強度試験報告書	1	A4	対象校ごと
12	協議記録	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
13	工事請負契約書の写し	1	A4	対象校ごと

※4 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(3) 各対象校の引渡し時・施工完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※5	1	A4	対象校ごと
2	工事完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成写真	1	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)
4	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象校ごと
5	産業廃棄物管理票(写し)	1	A4	対象校ごと
6	フロン回収工程管理票 A、E	1	A4	対象校ごと
7	家電リサイクル券(写し)	1	A4	対象校ごと
8	工事日報	1	A4	対象校ごと
9	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと

10	完成図	2	A4	対象校ごと(機械設備、電気設備ごと)、A3 二つ折り製本(1部は対象校へ納品)
11	各種計算書	1	A4	対象校ごと
12	機器完成図	1	A4	対象校ごと
13	機器性能試験報告書	1	A4	対象校ごと
14	機器取扱説明書	1	A4	対象校ごと、対象校へ納品
15	機器納入者連絡先表	1	A4	対象校ごと
16	試運転調整記録	1	A4	対象校ごと
17	完成確認報告書	1	A4	対象校ごと
18	保証書	1	A4	対象校ごと
19	付属工具・鍵リスト	2	A4	対象校ごと、対象校へ納品
20	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと
21	建設業退職金共済制度に係る報告書	1	A4	
22	登録内容確認書	1	A4	コリンズ
23	作業報酬台帳	1	A4	川崎市契約条例に準じて提出

※5 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

3 工事監理業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※6	1	A4	対象校ごと
2	工事監理着手届	1	A4	対象校ごと
3	工事監理者届	1	A4	対象校ごと

4	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び本市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
5	工事監理業務体制表	1	A4	対象校ごと
6	工事監理業務工程表	1	A3	対象校ごと

※6 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 工事監理中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	工事監理報告書	1	A4	
2	質疑・協議応答書	1	A4	
3	指示・連絡事項	1	A4	

(3) 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備 考
1	業務水準チェックリスト ※7	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成検査記録	1	A4	対象校ごと
4	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと

※7 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙 5 維持管理業務の内容

乙は、維持管理業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等、維持管理における業務に係る業務水準を遵守し、本件契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

維持管理業務の内容は、本件契約の締結後、要求水準書をもとに、事業提案書類で提案された内容を含めて、維持管理業務計画書に規定する。

乙は、維持管理業務の一環である空調設備等の法定点検に際しては、フロン排出抑制法に基づく冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、甲及び学校に報告する。この際、冷媒の漏洩等が認められる場合は、甲及び学校に報告し、速やかに対策を講じる。

別紙 6 維持管理業務計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。

別紙7 月報及び半期報告書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。

別紙 8 年度業務報告書及び年度収支報告書

本件契約の締結後、乙の提案に基づき、甲と乙で協議した上で、甲が決定する。
ただし、年度収支報告書には、以下に掲げる計算書類等を含むものとする。

- 1 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 条）第 435 条第 2 項に定める計算書類及び附属明細書
- 2 上記に係る公認会計士の監査報告書の写し
- 3 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書その他、甲が合理的に要求する書類

別紙9 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

空調設備等の性能及び維持管理業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、原則として次のとおりとし、本件契約の締結後、甲と乙で手続の詳細について協議したうえで、甲が決定する。

1 モニタリングの種類

本別紙で規定する甲が行うモニタリングは、維持管理期間中に定期的又は随時実施する、以下の（１）から（３）に定める３種類のモニタリングとする。

なお、設計、施工及び引渡し時のモニタリングは、本件契約に定める設計、施工時に行う確認等として行うものとする。また、事業期間終了時におけるモニタリング（空調設備等の性能の確認及びその他事業指針に定める水準の確認）の方法等は、本別紙等を参考に、事業期間終了の３か月前までに、甲と乙で協議の上、甲が定めるものとする。

（１）空調設備等の性能に係るモニタリング

（２）維持管理業務に係るモニタリング

（３）財務モニタリング

2 モニタリングの基準

甲が行うモニタリングの基準は、以下のとおりとする。なお、財務モニタリングの基準、方法については「7 財務モニタリング」を参照のこと。

（１）空調設備等に係る性能基準

乙は、要求水準書、事業提案書類、設計完了時提出書類、試運転調整時の測定データに基づいて、空調設備等に係る性能基準（風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温、室内・室外の機器騒音、単位時間あたりのエネルギー消費量、エネルギー消費性能（燃費）、気流、振動、臭気等）を定め、甲の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

なお、各対象校において、供用開始後最初に到来する７月から９月の間のいずれかの日に、各対象室（付属室は除く。）に計測機材を持ち込み、室内温度及び外気温度を専用機材により測定し、提供条件の確認を行い、維持管理業務計画書に基準値として記載する。計測にあたっては、室内温度、外気温度及び騒音レベルを専用機材により測定すること。なお、アリーナ・武道場内の室内温度については、９点以上の測定地点により床上 1.1m 付近の温度を測定すること。

また、エネルギー消費量及びエネルギー消費性能については、設計完了時

に提出される計算書類のデータを基準とし、維持管理業務計画書に基準値として記載する。

(2) 維持管理業務に係る業務水準

乙は、要求水準書及び事業提案書類に基づいて、維持管理業務に係る水準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、甲の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

3 モニタリングに係る乙の義務

(1) 乙の証明義務

乙は、空調設備等の性能が空調設備等に係る性能基準を満たしていること、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていること、その他本件契約に定める乙の義務の履行が適切に行われていることを、甲に対して説明し、証明する義務を負う。また、甲は乙に対して、本件契約に定める乙の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

(2) マネジメントシステムを構築する義務

乙は、本件契約や事業指針に基づいて、空調設備等の性能が空調設備等に係る性能基準を満たし、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たし、その他本件契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改善するものとする。これらの仕組みは、乙が文書化（原則として、維持管理業務計画書及びその附属書類に定めるものとする。）することとする。また、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管するものとする。

さらに、甲によるモニタリング、セルフモニタリング、故障への対応及び苦情・要望等への対応等の結果、維持管理業務計画書で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、甲と協議の上、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、甲の承諾を得るものとする。

(3) セルフモニタリングを行う義務

乙は、自らの費用負担において、空調設備等の性能及び維持管理業務に関して、空調設備等に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を充たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書

面にて甲に報告しなければならない。また、セルフモニタリングには、本別紙を含む本件契約に定める甲のモニタリングの内容を包含していなければならない。

なお、甲は、乙が行ったセルフモニタリングの結果を、甲が行うモニタリングに活用することができる。

(4) 甲が行うモニタリングへの協力義務

甲は、維持管理業務について、乙に事前に通知したうえで、乙に対して説明を求め、又はその維持管理状況を立会いのうえ、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、乙による維持管理状況が、乙の提案水準を達成していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙は随時、対応状況を甲に対して報告しなければならない。

甲は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(5) その他必要な措置を行う義務

乙は、上記に定める義務だけでなく、必要に応じて本件契約の履行を円滑に行うために必要となる措置を行うものとする。

4 記録

(1) 空調設備等の性能に関する記録

乙は、少なくとも以下に示す項目について、計測し、記録を残すものとする。なお、事業提案書類において、下記に示す以外のデータの計測の提案がなされた場合には、その提案に基づくデータについても、適切に計測し、記録するものとする。

①温度及び騒音

事業期間にわたって、1 シーズンごとに対象校のうち 14 校の各対象室について、空調設備等を運転させた状態で、温度及び騒音の測定を行い、記録すること。なお、対象となる学校及び対象室は甲が指定する。

計測にあたっては、室内温度、外気温度及び騒音レベルを専用機材により測定すること。なお、アリーナ・武道場内の室内温度については、9 点以上の測定地点により床上 1.1m 付近の温度を測定すること。

②稼動時間

各室外機別の月別運転時間を計測し、記録すること。また、各対象室別（室内機別）の日別、月別運転時間を計測し、記録すること。

③エネルギー消費量

本事業に係る各対象校別、室外機別の月別エネルギー消費量（電気にあつては、デマンド値を含む。）を計測し、記録すること。ただし、室外機別に合理的に按分できる方法を考慮すること。

（２）維持管理業務に関する記録

乙は、維持管理業務を実施した場合には、その都度記録を残さなければならない。以下に維持管理業務に関する記録を例示するが、これに限られるものではない。

（維持管理業務に関する記録の例）

- ・ シーズンイン点検に関する記録
- ・ 故障、苦情への対応等に関する記録
- ・ 修繕等の対策の状況に関する記録
- ・ 空調設備等の稼働状況、エネルギー使用量等に関する記録
- ・ 適正化に関する助言の状況に関する記録
- ・ その他、維持管理業務に関する記録

（３）その他の業務に関する記録

乙は、（１）、（２）で示す以外でも、本件契約に関する業務若しくは本件契約に付随して業務を行った場合には、その都度記録すること。

５ 空調設備等の性能に係るモニタリングの方法及び是正措置等

（１）空調設備等の性能に係るモニタリングの方法

甲は、空調設備等の性能に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ①書類検査による性能モニタリング
- ②実地検査による性能モニタリング
- ③随時に行う性能モニタリング

（２）書類検査による性能モニタリングの方法

甲が行う書類検査による性能モニタリングは、原則として、以下の性能検証項目、検証方法によって行うものとする。乙は、甲が行うモニタリングに

必要な計測、記録を行うとともに、その結果を報告すること。

なお、乙は、甲が行うモニタリング以外に、学校の機器運用上のチェック（適正利用の助言）を行うため、対象室別の各日稼働時間（各室内機の日ごとの稼働時間）についても、計測し、記録するものとする。

性能検証項目	検証方法
室外機のエネルギー消費性能	①乙は各月の室外機別運転時間を計測し、記録すること。また、月別負荷率を勘案した全負荷相当運転時間を算出し、記録すること。 ②乙は当該月のエネルギー消費量を全負荷相当運転時間で割り、燃費実績（KW/h 又は m^3/h。以下「a」という。）を算出し、記録すること。 ③乙は、乙が設計完了時提出書類に記載した定格燃費に安全率（15%とする。）を考慮した燃費（以下「b」という。）と a を比較した資料を月ごとに作成し、月報とともに甲に提出すること。 ④甲は原則として③の資料をもとに性能達成を判断する。a が b を上回っていた場合には性能未達の可能性ありと判断し、乙に期間を示して原因究明の指示若しくは是正勧告を行うものとする。 ⑤甲は④に定める場合以外でも、学校等からの苦情等により、空調設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、乙に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。
エネルギー消費量	①乙は、各月の学校別の空調設備に係るエネルギー消費量を計測し、設計完了時提出書類に記載の各月の学校別の空調設備に係るエネルギー消費量との乖離がないかどうか確認を行うものとする。また、その結果を月報とともに甲に提出するものとする。 ②甲は原則として①の資料をもとに性能達成を判断する。 ③エネルギー消費量の乖離がある場合は、甲は乙に期間を定めてその原因の調査を指示することができる。
室内温度、騒音	① 乙は、事業期間にわたって、1 シーズンごとに対象校のうち

レベル等	14校の各対象室について、空調設備等を運転させた状態で、機材を用いた室内温度、外気温度及び室外機・室内機の騒音レベル等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに甲に提出するものとする。 ②甲は原則として、①の資料をもとに性能達成を判断する。なお、その際は、当該対象校で供用開始後最初に到来する7月から9月の間のいずれかの日に各対象室で測定した基準値も参考とする。
その他の性能項目	①乙は、必要に応じて、その他の性能項目（室内機の風量、気流、室外機の振動、臭気等）についても検証するものとする。 ②甲は、学校からの苦情等により、その他の性能項目について空調設備等に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、乙に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。

（３）実地検査による性能モニタリングの方法

書類検査による性能モニタリングの結果、性能が水準に達していない可能性があると思われる場合には、甲は乙に対して、実地検査による性能モニタリングを求めることができる。実地検査の方法は、乙が定め、甲の承諾を得るものとする。乙は実地検査を実施し、甲は実施検査の方法、検査結果等に基づいて、空調設備等に係る性能基準の達成を判定し、未達成と判断する場合には、乙に是正勧告を行うことができる。

（４）随時に行う性能モニタリングの方法

乙は、乙の責めに帰すべき事由により、空調設備等の故障等、空調設備等の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、甲に報告するものとする。

また、乙は、空調設備等の故障等が乙の責めに帰すべき事由によらない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担については本件契約の定めるところによるものとする。

甲は、学校等から空調設備等の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに乙に対応を指示するものとする。また、その原因が乙の責めに帰すべき事由による場合には、空調設備等に係る性能基準の未達成を確認して、乙に是正勧告を行うものとする。

(5) 空調設備等の性能が空調設備等に係る性能基準を満たしていない場合の措置

甲によるモニタリングの結果、空調設備等の性能が空調設備等に係る性能基準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

① サービス対価の減額

甲によるモニタリングの結果、空調設備等に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、甲が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、甲は、乙に対して支払う対価を(6)の規定に従って減額することができる。

② エネルギーコストの負担

事業期間中に、空調設備等の性能が、乙の責めに帰すべき事由により、維持管理業務に係る業務水準を下回ったことに起因して甲が負担したエネルギーコストについては、甲は合理的な範囲内で乙に当該費用の負担を求めることができるものとし、乙はこれを負担しなければならない。

③ 損害賠償の請求

空調設備等に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、かつその事由が瑕疵、乙の故意又は重過失によるものであることが判明した場合、かつ①に定める対価の減額分を超える損害が甲に発生する場合、甲は損害のうちの超過部分に相当する部分について、乙に損害賠償を請求することができる。

(6) 空調設備等の性能に係るサービス対価の減額方法

① 減額の対象となる事態

空調設備等に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在すると確認された場合には、甲は減額ポイントを付与することができる。その減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該期に支払う維持管理のサービス対価に一定の割合をかけて算出する金額を当該期に支払うサービス対価から減額する。

なお、空調設備等の性能が提案水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示すア) 又はイ) の事態をいう。

ア) 空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 空調設備等が故障等により稼働しない。
- ・ 空調設備等の安全上の問題（室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等）や著しい性能劣化（当該空調設備等の運用によって発生する大きな騒音のため、教育活動に重大な影響が生じている等）のために使用することができない。

イ) 空調設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 空調設備等が稼働しているにも関わらず、要求水準に示された運用室内温度に達しない（ただし、外気条件を考慮するものとする。）。
- ・ 空調設備等稼働時の室内温度、外気温度及び騒音レベル等について、当該対象校の維持管理業務を行う最初の年度に測定した基準値から明らかに悪化があり、甲が是正を求めても改善しない。
- ・ 空調設備等の単位時間当たりの使用エネルギー量（燃費）が、設計完了時提出書類で計算された水準から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。

②減額ポイント

減額ポイントは空調設備等の室単位、1日単位で以下のとおりとする。

甲は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、乙の責めに帰すことのできない事由や、事前に乙の申し出に基づいて、甲が減額対象としないことを承諾していた事由によって、空調設備等に係る性能基準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

減額の対象となる事態	減 額 ポ イ ン ト
空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	1日、1室あたり5ポイント
空調設備等の利用に当たり、明らか	1日、1室あたり1ポイント

に支障がある場合	
----------	--

減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算するものとする。

減額の対象となる事態が複数室にわたり確認される場合は、室ごとに減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算したものを合算するものとする。

③減額ポイントの支払額への反映

モニタリング終了時に、減額ポイントがある場合には、乙に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該期に支払う維持管理のサービス対価に、下表にしたがって定める減額割合を掛けて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期のサービス対価から控除し、支払額を乙に通知する。

半期分の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
37,001～	100%減額
1,201～37,000	$(X/37,000) \times 100\%$ 減額
0～1,200	0% [減額なし]

※1%未満は四捨五入

6 維持管理業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等

(1) 維持管理業務に係るモニタリングの方法

甲は、維持管理業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ①書類検査による維持管理モニタリング
- ②実地検査による維持管理モニタリング
- ③随時に行う維持管理モニタリング

(2) 書類検査による維持管理モニタリングの方法

甲が行う書類検査による維持管理モニタリングは、原則として、以下の方

法によって行うものとする。

①年度業務計画書の提出と確認

乙は甲に対し、毎事業年度開始1か月前までに年度業務計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。甲は、年度業務計画書が維持管理業務計画書で定める維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

②月報の提出と確認

乙は毎月の維持管理業務を実施した後、月報を提出する。甲は、維持管理業務計画書をもとに、月報に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

③半期報告書及び年度業務報告書の提出と確認

乙は毎事業年度、上期及び下期の満了後に半期報告書を、また下期の満了後に年度業務報告書をそれぞれ提出する。甲は、維持管理業務計画書をもとに、半期報告書及び年度業務報告書に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(3) 実地検査による維持管理モニタリングの方法

甲は、書類検査の結果、必要と認める場合には、維持管理業務を実施した場所において、月報、半期報告書及び年度業務報告書に記載された内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認することができる。この際、甲は乙に対して維持管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、乙は説明する義務を負うものとする。

(4) 随時に行う維持管理モニタリングの方法

甲は、苦情等により必要と認めるときは、随時、乙に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、甲は乙に対して維持管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、乙は説明する義務を負うものとする。

(5) 維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置

甲によるモニタリングの結果、維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

①維持管理のサービス対価の減額

モニタリングの結果、維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水

準を満たしていない場合でかつ是正勧告が行われたにもかかわらず、甲の定める期限内に乙が改善を行わない場合には、甲は、維持管理のサービス対価のうち、対象業務に対応する部分の減額を行う。

②契約の解除

維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第 78 条第 2 項第 3 号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

(6) 維持管理のサービス対価の減額方法

①減額の対象となる事態

甲によるモニタリングの結果、維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合には、甲は減額ポイントを付与することができる。減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該期に支払う維持管理のサービス対価に一定の割合を掛けて算出する金額を当該期に支払うサービス対価から減額する。

維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合とは、以下に示すア) 又はイ) の事態をいう。

ア) 空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 乙の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- ・ 乙が故意に業務を放棄する。
- ・ 乙が甲に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- ・ 乙が甲と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- ・ 乙が本件契約に基づき行う甲からの指導・指示に従わない。
- ・ 乙が、空調設備等が使用不能又は提案水準と比べ著しく機能が低下する状況又は乙の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず甲への報告を行わない、又は故意に遅滞する。
- ・ 乙が業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）を紛失・改ざんする。

イ) 空調設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 乙による業務の怠慢が認められる。
- ・ 乙が連絡業務を遅滞する。
- ・ 乙が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- ・ 乙のクレーム処理に不備がある。
- ・ 乙の業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）の管理不行届きが認められる。

②減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。甲は、半期ごとに当該期に行ったモニタリングの結果をふまえて、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、乙の責めに帰すことのできない事由や、事前に乙の申し出に基づいて、甲が減額対象としないことを承諾していた事由によって、維持管理業務に係る業務水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

減額の対象となる事態	減額ポイント
空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	各項目について5ポイント
空調設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合	各項目について1ポイント

また、継続的に発生する場合は、甲が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて甲が定め、乙に通知するものとする。

③減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、乙に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該期に支払う維持管理のサービス対価に、下表にしたがって定める減額割合を掛けて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の維持管理サービス対価から控除し、支払額を乙に通知する。

半期分の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
--------------	--------------------------------------

101～	100%減額
43～100	(1.5 X -50) %減額 [15%～100%の減額]
16～42	(0.5 X -7.5) %減額 [1%～14%の減額]
0～15	0% [減額なし]

※ 1 %未満は四捨五入

(7) 乙による請求

乙は、甲が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を加算すべきでないという合理的な根拠（減額の対象となる事態の発生原因が、乙の責めに帰すべき事由のみではない等）を示すことで、加算すべき減額ポイントの見直しを甲に請求することができる。甲は、乙の示した合理的な根拠を考慮した結果、乙の示した根拠に理由があり、減額ポイントの全部又は一部を加算することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を加算しないことができる。

7 財務モニタリング

(1) 財務モニタリングの方法

乙は、第 52 条、第 53 条に従って、甲に年度業務計画書、年度収支計画書、年度業務報告書及び財務書類を提出し、甲はこれを確認するものとする。

(2) 財務モニタリングの基準

財務モニタリングの基準は、事業提案書類、事業収支計画書及び年度収支計画書によるものとする。

(3) 財務モニタリングに係る提出書類及び提出時期

①事業収支計画書の提出

乙は、事業契約締結後、可能な限り速やかに、維持管理期間にわたる収支計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。甲は、乙が提出した事業収支計画書と事業提案書類を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

②年度収支計画書の提出

乙は、当該事業年度の収支計画書を前年度に提出し、当該事業年度開始1か月前までに、甲の承認を得るものとする。甲は、乙が提出した年度収支計画書と事業提案書類、事業収支計画書を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

③年度収支報告書（財務書類）の提出

乙は、当該事業年度終了後3か月以内に、当該年度の収支報告（財務書類）を提出し、甲の承認を得るものとする。甲は、乙が提出した年度収支報告書と事業提案書類、事業収支計画書、年度収支計画書を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

（４）財務モニタリングの方法

甲は、提出された書類と財務モニタリングの基準との間に差異がある場合には、差異の理由について、乙に説明を求めることができるものとし、乙はこれに対して説明を行わなければならない。

（５）是正措置

甲による財務モニタリングの結果、事業の安定性、継続性に疑義が認められる場合には、甲は乙に対して財務状況の是正を勧告するものとする。

別紙 10 支払金額等

1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金 円

ただし、設計変更、金利変動、物価変動及び法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、甲乙協議のうえ、変更することがある。

（内訳）

設計・施工等のサービス対価 円

うち設備整備費（消費税及び地方消費税込み）	円
うち設備整備費（消費税及び地方消費税抜き）	円
うち上記設備整備費に係る消費税及び地方消費税	円

維持管理のサービス対価 円

うち維持管理費（消費税及び地方消費税込み）	円
うち維持管理費（消費税及び地方消費税抜き）	円
うち上記維持管理費に係る消費税及び地方消費税	円

2 各事業年度引渡し分の設備整備費相当額

第 13 条で規定する契約保証金の対象となる各事業年度引渡し分の設備整備費相当額は以下のとおり。

各事業年度引渡し分の設備整備費相当額	
令和 9 年度引渡し分	円
令和 10 年度引渡し分	円
令和 11 年度引渡し分	円

3 支払金額並びにその内訳

(1) 各期の支払総額

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜金額	うち消費税 及び地方消費税
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和12年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和13年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和14年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和15年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和16年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和17年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和18年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和19年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和20年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和21年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和22年度 上期	円	円	円

同 下期	円	円	円
令和 23 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

(2) 設計・施工等のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜金額	うち消費税 及び地方消費税
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

(3) 維持管理のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜金額	うち消費税 及び地方消費税
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和12年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和13年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和14年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和15年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和16年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和17年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和18年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和19年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和20年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和21年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和22年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

令和 23 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

別紙 11 サービス対価の支払方法

1 サービス対価の構成

甲が乙に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成される。

設計・施工等のサービス対価は、設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、SPC 設立費等の開業準備費等を含む。

維持管理のサービス対価は、維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金、SPC の運営費や利益等を含む。

項目	サービス対価を構成する費用の内容
設計・施工等のサービス対価（サービス対価 A）	
設備整備費 （サービス対価 A-1）	・ 空調設備等の設計業務に係る費用 ・ 空調設備等の施工業務に係る費用 ・ 空調設備等の工事監理業務に係る費用 ・ 空調設備等の所有権移転業務に係る費用 ・ 建中金利 ・ 特別目的会社設立に係る費用 ・ その他設備整備に関して必要な費用 ・ 上記にかかる消費税及び地方消費税 等
維持管理のサービス対価（サービス対価 B）	
維持管理費	・ 空調設備等の維持管理業務に係る費用 ・ 特別目的会社運営に係る費用 ・ 法人税など法人の利益に対して掛かる税金 ・ 税引き後利益 ・ その他維持管理を行うために必要となる費用 ・ 上記にかかる消費税及び地方消費税 等

2 サービス対価の支払い方法

各サービス対価については、下記規定により算出の上、支払う。

（1）設計・施工等のサービス対価（サービス対価 A）

設計・施工等のサービス対価は、空調設備等（各引渡年度毎・対象校毎）の引渡しを受けてから、当該事業年度の半期毎に一括して支払う。

引渡日は、原則として施工期間の令和 9 年度から令和 11 年度までの各事業年度の 6 月末日、8 月末日、12 月末日、3 月末日（ただし 12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。以下同じ。）とするが、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができるものとする。各事業年度の 9 月末日までに引渡しを受けた空調設備等（対象校毎）に係る費用については当該年度の 9 月末日を請求基準日として、3 月末日までに引渡しを受けた空調設備等（対象校毎）に係る費用については当該年度の 3 月末日を請求基準日として、一括して支払う。なお、事業を実施するにあたり必要となる SPC 設立費等の開業準備費については、引渡しに関わらず、最初の設計・施工等のサービス対価の支払い時期で支払うことができる。

引渡日	請求基準日	支払時期※
令和 10 年 3 月末日まで	令和 10 年 3 月末日	令和 10 年 4 月末頃
令和 10 年 9 月末日まで	令和 10 年 9 月末日	令和 10 年 10 月末頃
令和 11 年 3 月末日まで	令和 11 年 3 月末日	令和 11 年 4 月末頃
令和 11 年 9 月末日まで	令和 11 年 9 月末日	令和 11 年 10 月末頃
令和 12 年 3 月末日まで	令和 12 年 3 月末日	令和 12 年 4 月末頃

※甲が乙から請求を受けた日から 30 日以内

（２）維持管理のサービス対価（サービス対価Ｂ）

維持管理のサービス対価は、空調設備等の供用開始以降、維持管理期間中に行われた空調設備等、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務等に係る費用として、半期毎・年 2 回支払う。

支払については、上期分として当該事業年度の 4 月から 9 月までと、下期分として当該年度の 10 月から 3 月までの各 6 か月分を、各半期業務終了後、甲によるモニタリングの後、甲は乙から請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

別紙 12 設計・施工等のサービス対価の改定方法

1 対象室数の変更に伴う改定

入札時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価Aの改定を行う。

改定後のサービス対価Aの額は入札金額の学校別・費目別内訳として示された事業提案書類の様式 4-3 を基に、サービス対価の増減調整を行うことを原則とする。

2 物価変動に基づく改定

物価変動によるサービス対価Aの改定について、次のとおり行う。

乙は、サービス対価Aの改定を行うことができる場合には、改定後のサービス対価Aの算定根拠を提出し、市の確認を受けること。

(1) 施工期間中における改定

① 対象となる費用

改定する年度の請求日以降の残工事量に対する設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする。

② 用いる指標

物価変動の基準とする指標及び改定する際の基準とする指標は、「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「標準指数: No16 学校 School RC」の「空調」とする。

前回改定が行われた際の指標値(初回の改定は、令和8年8月の指標値)と、改定する年度の前年度の11月の指標値(各年12月下旬頃に公表される暫定値)を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、甲及び乙は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

③ 計算方法

改定の計算式は以下のとおりとする。ただし、 $-1.5\% \leq (b/a - 1) \leq 1.5\%$ の場合、サービス対価Aは改定しない。

$$B = A \times (b/a - 0.015) \quad (b > a)$$

$$B = A \times (b/a + 0.015) \quad (b < a)$$

A: 前回改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のう

ち対象となる費用（改定が行われなかった場合は、入札時に示された設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用）

B：改定する年度の請求日における改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用

a：前回改定時の指標値（改定が行われなかった場合は、令和8年8月の指標値）

b：改定する年度（令和10年度及び令和11年度）の前年度の11月の指標値

（2）各校着工時における改定

① 対象となる費用

着工した当該校の設計・施工に係る費用のうち、設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする。

② 用いる指標

物価変動の基準とする指標及び改定する際の基準とする指標は、「（1）施工期間中における改定」と同じ指標を用いる。

「（1）施工期間中における改定」で直近に用いた指標値（改定が行われなかった場合は、令和8年8月の指標値）と、各校の着工月の指標値（各年12月下旬頃に公表される暫定値）を比較し、物価変動がある場合は、甲及び乙は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

なお、本改定は各校の着工月時点において改定額を算定するものであり、その反映は市の指定する時期に行うものとする。

③ 計算方法

改定の計算式は以下のとおりとする。

$$B=A \times (b/a)$$

A：施工期間中における改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる各校の費用（施工期間中における改定が行われなかった場合は、入札時に示された設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる各校の費用）

B：当該各校の着工月の指標値に基づき算定した改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用

a：施工期間中における設計・施工等のサービス対価の直近の改定に用いた指標値（改定が行われなかった場合は、令和 8 年 8 月の指標値）

b：各校着工月の指標値

3 消費税法変更に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 13 維持管理のサービス対価の改定方法

維持管理のサービス対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとする。

1 対象室数の変更等に伴う改定

入札時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価 B の改定を行う。

対象室数の変動に伴うサービス対価 B の金額の改定にあたっては、入札金額の学校別・費目別内訳として示された事業提案書類の様式 4-3 を基に、サービス対価の増減調整を行うものとする。

2 物価変動に基づく改定

(1) 令和 9 年度における維持管理のサービス対価の改定

令和 9 年度は、維持管理のサービス対価を改定しない。

(2) 令和 10 年度における維持管理のサービス対価の改定

令和 8 年 12 月から令和 9 年 11 月までの下表に示す指標と、令和 7 年 12 月から令和 8 年 11 月までのそれとを比較し、1.5%を超える変動が認められる場合に、入札提案時の維持管理のサービス対価の未払い分を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー建物サービスー（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$B = A \times (b/a)$ A：入札提案時の維持管理のサービス対価の未払い分 B：改定後の維持管理のサービス対価の未払い分 a：令和 7 年 12 月～令和 8 年 11 月の指標の年平均値 b：令和 8 年 12 月～令和 9 年 11 月の指標の年平均値 ただし、$-1.5\% \leq (b/a - 1) \leq 1.5\%$ の場合、改定しない。

(3) 令和 11 年度以降の維持管理のサービス対価の改定

令和 11 年度以降については、前回改定時の指標（(2) の改定が行われなかった場合は、令和 8 年 12 月から令和 9 年 11 月までの指標とする。）の平均値と、前々年 12 月から前年 11 月までの指標の平均値を比較し、1.5%を

超える変動が認められる場合に、当該年度以降の維持管理のサービス対価の未払い分を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス－（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$B=A \times (b/a)$ A：前回改定時の当該年度以降の維持管理のサービス対価の未払い分 B：改定後の当該年度以降の維持管理のサービス対価の未払い分 a：前回改定時の指標の年平均値 b：前々年12月から前年11月までの指標の年平均値 ただし、$-1.5\% \leq (b/a - 1) \leq 1.5\%$の場合、改定しない。

3 消費税法変更に基づく改定

維持管理のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 14 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

1 空調設備等の引渡し前

全ての空調設備等の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、第 10 章に規定する対価のうち、空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件事業契約締結時の税率とする。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、全ての空調設備等の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額を全て合計した上で、空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙 15 の 1（乙に付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額に充当する。

2 空調設備等の引渡し後

全ての空調設備等の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は当該対価の支払時の税率とし、当該年度中に複数回の支払いがあるときは、支払額を合算する。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額を全て合計した上で、当該年度の維持管理のサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、別紙 15 の 1（乙に付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額に充当する。

別紙 15 の 1 乙に付保が義務付けられている保険契約

乙又は乙と契約して本事業に関する業務を実施する者に付保が義務付けられている保険契約は、下記のものとする。乙又は乙と契約して本事業に関する業務を実施する者は事業期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約内容の詳細は、事業提案書類で記載された乙の提案内容に基づいて記入する。ただし、乙の提案において、下記の条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を保険契約の内容とする。

1 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

保険契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者及び事業者から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての空調設備等の引渡し予定日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	甲を追加被保険者とすること。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は施工業務にあたる者
被保険者	事業者及び施工業務にあたる者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての空調設備等の引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	甲を追加被保険者とすること。

2 維持管理期間中の保険

(1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は維持管理業務にあたる者
被保険者	事業者及び維持管理業務にあたる者
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とします。
てん補限度額	身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償－1事故あたり1億円以上
免責金額	1事故あたり100,000円以下
その他	甲を追加被保険者とすること。

別紙 15 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約

乙の提案により、乙により任意に付保される保険契約は、乙の提案に基づいて決定する。

1 空調設備等の施工期間中の保険

※提案内容に応じて記載

2 維持管理期間中の保険

※提案内容に応じて記載

別紙 16 契約不適合に関する保証書

保 証 書

(保証)

第1条 【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】(以下、「保証人」という。)は、川崎市(以下「市」という。)と【 】(以下、「事業者」という。)が令和【 】年【 】月【 】日付で締結した、川崎市立学校体育館空調設備整備等事業における事業契約(以下「事業契約」という。)書第44条に基づいて事業者が市に対して負う契約不適合責任(以下「主債務」という。)について、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、事業契約における定義に従うものとする。

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の事業契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、市は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る債務を履行しなければならない。ただし、市は、主債務の内容により30日以内に履行を完了することが困難と認める場合には、市の裁量により、別途履行期限を定めることができるものとする。

(代位等)

第4条 保証人は、市の承認を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

(保証契約の解約・終了)

第5条 保証人は本保証契約を解約することができない。事業契約等に従い第三者に事業契約上の地位が承継されたときは、市は本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長 福田 紀彦

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

保証人： 【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

別紙 17 川崎市契約条例の遵守

(台帳)

第1条 乙は、川崎市契約条例（昭和39年条例第14号）。以下「契約条例」という。）

第8号第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を同条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

2 乙は、台帳の写しを、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

(周知)

第2条 乙は、次に掲げる事項を、本事業に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

（1）対象労働者の範囲

（2）契約条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額

（3）契約条例第9条の申出をする場合の申出先

（4）対象労働者が契約条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(対象労働者からの申出への対応)

第3条 乙は、契約条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(作業報酬の支払)

第4条 乙は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては契約条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 乙は、対象労働者が契約条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第6条 乙は、契約条例第10条第1項の規定による、市からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第7条 契約条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、乙が第1条から前条までに定める事項に違反していると甲が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、乙は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を甲が指定する日までに報告しなければならない。

(解除の特則)

第8条 甲は、乙が契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、本契約本件契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除によって乙に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。